

2013年。

山田裕史「第4章カンボジア人民党による国民議会の掌握過程」、山田紀彦編『一党支配体制下の議会：中国、ベトナム、ラオス、カンボジアの事例から』調査報告書、アジア経済研究所、2014年。

山田裕史「第4章カンボジア人民党の体制維持戦略—議会を通じた反対勢力の取り込み・分断と選挙への影響」、山田紀彦編『独裁体制における議会と正当性』アジア経済研究所、2015年、pp. 141-176。

山田裕史「変革を迫られる人民党一党支配体制（特集1 カンボジア国家建設の20年）」、『アジア研ワールド・トレンド245巻』アジア経済研究所、2016年、pp. 18-21。

山田裕史「開発下のカンボジアにおける人民党支配—国家と社会に浸透する党」『アジア研究』65巻1号、アジア政経学会、2019年、pp. 79-95。

山本信人『東南アジア地域研究入門3 政治』慶應義塾大学出版会、2017年。

清水一史ほか（2017）『東南アジア現代政治入門』ミネルヴァ書房、83頁。

ニューズウィーク日本版「比ドゥテルテ大統領、メディアと対立激化 一族の資産を巡る疑惑報道に敵意むき出し」（大塚智彦）https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/04/post-11984_2.php（2020年10月24日取得）。

粕谷研究会（50音順）

于 愛佳 島田 早紀 鈴木 日和 湯浅 翔平
吉田 凌太

敗戦直後の日本のマスメディア

玉井研究会

序 文

I 進駐軍をめぐる議論

はじめに

- 1 マッカーサーと司令部上層部について
- 2 進駐軍と日本人
- 3 米兵への讃美と美談

小 括

II 天皇をめぐる議論

はじめに

- 1 天皇・皇族個人をめぐる議論
- 2 「天皇制」をめぐる議論

小 括

III 「民主主義」、「共産主義」をめぐる議論

はじめに

- 1 民主主義の啓蒙と制度化
- 2 共産主義・社会主義勢力の活発化

小 括

IV 戦争をめぐる議論

- 1 戦争史
- 2 戦争責任

結 語

序文

昭和20 (1945) 年8月14日、御前会議でポツダム宣言受諾の聖断が下され、翌15日正午、戦争終結の詔書が放送された。いわゆる玉音放送が行われ日本の敗戦が国民に伝えられることになる。同月28日に連合軍先遣部隊が、同30日にはマッカーサーが厚木に到着する。9月2日、日本はミズーリ号上にて降伏文書に調印し、同8日、米軍は東京に進駐を開始し、日本はGHQの占領下に置かれることになる。日本の歴史上、初めての異国による占領の開始である。敗戦の受け入れ、米軍の進駐、占領統治の開始からその本格化、これらは、日本及び日本人の未だ経験したことない歩みであった。

本資料集は、敗戦の受け入れから占領統治が本格化するまでの半年間、昭和20年8月から昭和21年1月までの新聞報道を追う。同時代の日本及び日本人は、左のように政治社会状況が激変する中、どのように対処しようとしていたのか、いかなる課題に直面していたのかを紙面分析を通じて明らかにする。

周知のように、GHQは、占領統治の期間、占領を円滑に進めるため、さらには日本の民主化を推進すべく、言論統制を実施していた¹⁾。したがって、当該期の新聞報道を分析する際に、かかる検閲は前提として理解しておかなければならないであろう。しかし、GHQによる検閲は、敗戦直後から開始されたわけではなかった。9月10日、GHQは言論及び新聞に関する覚書を出し、検閲を開始することになるが²⁾。その体制が確立し本格化するために時間を要したことは言うまでもないであろう。本資料が考察対象とする期間は、敗戦から正にその体制が確立し本格化していく過程に該当する。

GHQによる言論統制については、江藤³⁾、山本⁴⁾、有山らによる先駆的研究があるが、その主眼は統制の実態を追うことにある。そうした中、有山は、GHQの検閲体制から新聞社の対応、国民世論への影響を追い、紙面分析を通じ広島・長崎への原爆投下に関する報道の変化も検証している⁵⁾。

このようにGHQ占領下の言論統制と、その下でのメディア報道の内実についての検証は進んでいるものの、言論統制が開始される前の時期から、統制が確立していく過程の報道内容を種々の側面から追い、その特徴と変容過程を検証した研究は必ずしも十分とは言えないであろう。

以上の既存研究を踏まえ、本稿は『朝日新聞』、『毎日新聞』、『読売報知』の主

要新聞3紙を昭和20年8月から昭和21年1月までの6ヵ月間にわたって網羅的に精査した。当該期間は日本政府による報道規制が解かれたとともに、占領軍による検閲が始まった、日本のマスメディアの転換期である。紙面分析を通じ、日本国民が民主主義をどのように受容したのか、また戦前の「残滓」がどのように消えていったのかを明らかにしようとするのが本稿の目的である。

こうした問題意識に立ち、本稿では、次の視点から紙面分析を行う。第I章は進駐軍関連、第II章では天皇及び天皇制関連、第III章では、民主主義や共産主義関連、第IV章では戦争史や戦争責任関連である。以上の諸点から検証を通じ、敗戦直後からGHQによる占領体制確立までの間における戦後日本の実相を解き明かしてみたい。

I 進駐軍をめぐる議論

はじめに

GHQの占領統治は、事実上、マッカーサー率いる米軍により実施されることになる。本章では、かかる占領統治の主体者で、同時代には「進駐軍」と呼称されたGHQが、新聞によりどのように報じられたかを、第1節では、マッカーサーを始めとする司令部上層部に、第2節では、進駐全体と米兵一般に着目し検証を行う。

1 マッカーサーと司令部上層部について

日本の占領統括が始まるとマッカーサーへの取材や対談が増え、その中で日本を統治する方針が語られ、これを新聞は報じた。こうした新聞を始めとするメディア報道を通じて、戦後日本の統治者としてのマッカーサー像が形成されていく。例えば『毎日』は、マッカーサーが日本統治方式を発表し、その中で「不当な束縛から国民を完全開放」と宣言をしたことを紹介している。戦時中の日本国政府の統治を暗に批判し、暗黒政治からの解放者である進駐軍の正統性が強調されることになる⁶⁾。その一方で、『朝日』は、米国内で日本統治が生ぬるいという批判に対して、米国は日本の手助けをする立場だと主張も紹介されていた。マッカーサーは日本統治を担うことになるが、支配者ではなく「手助け」の言葉に象徴されるように、あくまで助言者との立場を印象づけようともしていた⁷⁾。その後もマッカーサーや司令部の面々に対しては、好印象を抱かせる記事

が登場する。「対日施策を動かす人々」と題する『朝日』の司令部上層部に関する紹介記事は⁸⁾、その典型であろう。情報・教育局長のダイク大佐、民間検閲局長のフーヴァー大佐、そして経済科学局長のクレマー大佐がそれぞれ紹介されている。彼らは陸軍大佐の肩書を持っているが本来は職業軍人ではなく戦前は純然たる民間人であったことが紹介され、強調されている。ダイク大佐に関しては、記者に対し真摯率直な態度で、米国式や英国式の民主主義を強制しようとはおらず日本的な民主主義で行けばよいと語ったことが紹介されている。フーヴァー大佐に関しても、にこやかな表情をした写真を載せ、「艶の良い丸顔に微笑をたたへ」記者に椅子を進める様子が軍人には見えず、生粋の新聞人である経歴がともに語られ、「ものごとといひ口調といひ実に柔らかな感じを与える人」と好印象が示されている。クレマー大佐に関しては、笑顔ではないが厳しくもない表情をした写真が載せられ、説明は少ないものの彼の経歴が紹介されている。

また、マッカーサー個人の様子を紹介する記事も見られた。『朝日』は、「マッカーサー元帥のような方に日本人を取り扱ってもらって幸甚」と元米国大統領候補のアルフレッド・ランドンのコメントを掲載し、マッカーサーが信頼に足りえる人物であることを印象づけていた⁹⁾。『毎日』では、「マ元帥の日常」が記され、仕事を片っ端から片付け、普段の生活は簡易質素で護衛をつけずピストルも携帯しないことが示され、スポークスマンに聞いた起床からの1日の行動を紹介している。同記事には4段抜きで大きさを2枚ほどマッカーサーの写真が掲載され、その様子は横に「飾らぬ態度、軽快な服装、気軽にヂープに飛乗って最前線まで視察に行く、上陸するときは平気で水の中をジャブジャブ歩く、その老いを知らぬ気魄と共に日本の「最高指揮官」を見なれてゐるわれわれには奇異な感じさへ与へる」と説明が付けられている¹⁰⁾。同紙には、国民からマッカーサーへ送られた投書の内容を紹介したUP通信の記事も掲載されていた。この記事によると、マッカーサーは約1カ月の間に300通にのぼる手紙を受け取っているが「連合軍による占領或はマッカーサー元帥の政策に対して不平不満を述べてゐるものは一つもない」とされ、これは「連合軍総司令部に対する日本民衆の信頼を反映してゐるものといへる」とまとめている。手紙の内容で多いのは軍国主義者支配への反撃、マッカーサーへの個人的な賛意、日本戦争犯罪人に対する処刑要望などであり、他にも様々な投書の中身が列挙されている。これとは別にマッカーサーに刀や食べ物贈りたいと申し出る者や、奥さんに贈り物を申し込む者が多数いるが、これらをマッカーサーは拒絶していることが紹介されている¹¹⁾。『読売』で

はマッカーサーの息子の元へ引き取られていく野良犬の話が短いエピソードとして書かれている。銀行の支店長である日本人の家に野良の子犬が迷い込み、彼の夫人が家においでいたところ、マッカーサーの使いであるという兵士が通りがかりにその子犬を譲って欲しいと言うので、理由を尋ねるとマッカーサー夫人が、息子が淋しそうであるため子犬を探しているからだと言う。翌日、子犬がジープの上に敷いた立派な毛布に乗せられ出世すると言う話が和やかに紹介されている¹²⁾。こうしたマッカーサーの人物や私的な家庭を含めた日常を伝えることを通じ、読者である日本国民に親しみを抱かせ柔かな統治者像が構築されていったと考えられる¹³⁾。

GHQによる占領統括が本格化すると、マッカーサーや連合軍司令部の人物像を紹介する記事ではなく、彼らが発する命令に関連した記事が多く登場するようになる。11月1日には3紙とも、軍国教育者や復員兵含む現役軍人を教職から追放することをマッカーサー司令部が命令した旨を伝える記事を掲載した¹⁴⁾。この命令の目的は「軍国主義・国家主義を日本の教育界からの排除」にあると伝えている。これを受け『朝日』の社説は、マッカーサー司令部の考えを代表する内容を掲載した。マッカーサー司令部が、軍国主義者を教育界から追放するのは「日本において民主主義思想を助長させる為には、日本国民の思想を改める必要がある」からと解説していた¹⁵⁾。11月7日も3紙は、「マッカーサー司令部は財閥解体や清算機関設立等の命令を出すにあたり、所得・生産・交易などを広汎に分配することで平和的・民主主義的諸勢力の発展に寄与し、経済を助長させることを目的にしている」と、マッカーサー司令部が財閥解体を命令した旨を伝える記事が掲載された¹⁶⁾。この他にも、マッカーサーや司令部が発し、新聞が伝えた命令や指令発表は多くあるが、それらは、内容と目的を紹介しているに過ぎない。しかし、これらの報道は、連合軍司令部が日本改革の指令塔であることを日本人に印象づけることになる。

12月に入るとマッカーサーやGHQ幹部など、個人についての報道はほとんど見られなくなっていく。9日『朝日』に、マッカーサーとキーナン検事が並んで歩く写真が2段抜きで掲載されたのは例外的であった。第四章で論及するように山下奉文に死刑判決が下り、また横浜裁判を控えていた時期であったため、裁判への関心から掲載されたものと思われる。付された「語る二人の胸中に秘められたものは何か」とのコメントも、関心の向きが裁判にあることを暗に示しているといえよう¹⁷⁾。この他には、19日の『朝日』でマッカーサー夫人が明治丸の改名

を行ったことや¹⁸⁾、23日の『毎日』においてマッカーサーがクリスマスも休暇を取らない旨¹⁹⁾が述べられる程度にとどまる。したがって、12月にはマッカーサーなど個人に対する注目はすでにされなくなっていたといえる。

2 進駐軍と日本人

本節では、国民が身近に接することになる進駐軍や米兵一般のイメージが報道を通じて、どのように構築されたか、呼応する日本人像とともに、その実際を検証してみたい。

犯罪、不正行為

進駐軍に関する報道は、8月28日の進駐軍上陸前後で大きく異なる。因みに進駐軍上陸は8月26日が予定されていたが、台風の影響により28日に延期された。

まず、進駐軍上陸前の記事から考察する。3社の記事からは進駐軍に相当程度、警戒心を抱いていたことが看取できる。8月20日の『朝日』には、在日米国人神父が寄稿し「米軍は規律を守り、乱暴はしない」ことが強調されていた²⁰⁾。また、同紙には「あり得ぬ掠奪暴行」と銘打たれた記事も掲載されており²¹⁾、こうした記事の行間からは、米兵の乱暴に懸念が抱かれていたことがわかる。

他方、8月22日の『毎日』は、「異域の空遠く父の、兄の、夫の生命を奪った米軍であり、故國の奥深く祖先傳來の家財を焼き、多くの肉親を、知人を、同胞を非業の運命に斃れさせた米軍である」と書いていた²²⁾。米軍に恐怖だけでなく、恨みを抱く国民感情を確認できる。敗戦後であり、かつ進駐が決定している状況下であることを加味すると、相当に挑戦的な記事と言えよう²³⁾。また、23日『毎日』は8月22日の大本営発表を伝えている。その記事に「進駐は平和裡に毅然、冷静を保て」との小見出しを付けているように²⁴⁾、国民の動揺を抑えることが意図されている。日本が経験したことのない異国による占領を前にして国民が不安や戸惑いを抱き、さらには少なからぬ恐怖を抱いていた世相を窺うことができるであろう。

米軍進駐が開始された8月28日以降も、米兵の犯罪を警戒する記事だけでなく、米兵との日本の民間人とのトラブルを未然に防ぐ記事、米兵の犯罪に関する記事がみられた。9月5日『毎日』では日本女性が売春婦と間違えられぬよう華やかな口紅をつけ薄着で一人出歩かぬよう注意喚起がなされ²⁵⁾、9月9日『毎日』では一般人が進駐軍と間違われぬよう星章をつけぬよう警告している²⁶⁾。実際に犯

罪報告も見られた。9月3日『朝日』では米兵による日本国民に対する暴行が報告され、注意喚起がなされた²⁷⁾。さらに、9月11日『朝日』にて米兵が日本人の腕時計を強奪し²⁸⁾、9月14日『毎日』では米兵の非行は17件あったと報告されている²⁹⁾。

しかし、こうした報道は、9月14日の同盟通信社への業務停止命令を機に、新たな転換点を迎える³⁰⁾。有山輝雄の研究によると、GHQは日本政府に『朝日』を9月18日16時から9月20日16時までの間、発行停止させるよう命令した。進駐軍が通達した文書によれば、違反した記事は「第一に9月17日の“ATROCITIES IN THE PHILIPPINES, PEOPLE VOICE HEARD”という記事。第二に9月15日の鳩山一郎の“IDEA FOR THE NEW PARTY”と題する寄稿。第三、9月17日“YOKOHAMA AMERICANS CONTINUE NEGOTIATIONS WITH PREFECTURE”。第四、9月17日、“SHIPPING SITUATION EXTREMELY CRITICAL — PRESENT 420,000 TONS SUICIDAL”。第五に外電の選択仕方」であるとされている³¹⁾。この発禁処分は、事実上、進駐軍に関する批判を一切禁じる指令に他ならなかった。この日を境に徐々に米兵の犯罪の報道は見られなくなる³²⁾。

これ以降、GHQによる検閲についての報道が、数は少ないが散見されるようになる。例えば、10月3日には3紙全てで小さく占領軍による東洋経済新報の押収を報じている。『朝日』では、その理由が米軍占領への日本人の反響の記事が占領軍の利害に反するためと説明されている³³⁾。さらに、10月6日には3紙全てが東京の新聞5紙に対する検閲拡張実施の旨を報じている。例えば、『毎日』では、「連合国軍最高司令部では九月十四日以来同盟通信社発行ニュースの検閲を行つてゐるが新聞通信の検閲制度を東京五紙に拡張実施する」ため、各新聞社編集局長を召集してその旨を通達したことが小さく報じられている³⁴⁾。10月26日には連合軍司令部民間情報教育局長のダイク大佐が10月24日に各新聞社と放送局代表を招致して「報道の自由と独立を確立すべき責任」について注意喚起したことを3社全てが報じていた。『朝日』によると、同大佐は連合国側で原本を作成し押し付けるのは民主主義の原理に反し、またポツダム宣言にも背馳するため、司令部側でそのような意図は有さないことを強調しつつも、各新聞社に「顕著なる類似」があることを問題視していた。例えば戦争犯罪問題に「十分かつ率直なる討議」が行われていないことや皇室に関する自由討議を要求する司令部命令を遵守せず、皇室制度改革の聲が故意に消されているという不満があることを語っていた³⁵⁾。民主化を謳いながら、言論に介入し誘導しようとしていることを完全には隠して

はいなかったことがわかる。

既述のように、9月中旬以降、米兵による事件はほとんど紙面上で報じられなくなるが、完全に封殺されたわけではなく、数は少ないが掲載されることもあった。例えば、10月5日『読売』では、米兵による親子射殺事件が小さいながらも報じられている。「米第一騎兵師団所属の三米兵が九月十五日夜横浜で飲酒の後、酒店主父子を射殺し米軍軍法会議に付せられ懲役10年を下された」との事実が簡潔ながらも伝えられていた³⁶⁾。日本の日常生活の中での米兵に関しては、『朝日』が、警視庁管下の酒場や慰安所等への米兵立ち入りが禁止されたことを報じた記事がある³⁷⁾。その理由は、当該酒場で米兵がメチールアルコールで失明したためとされていた。慰安所立ち入り禁止についての理由は明らかにされていないが、記事の中では接待婦の検診や衛生施設不備が原因とみられると解説されていた。

このように、国民と身近に接し、日本の日常生活に米兵が入り込むことにより種々の問題が生起していたことを窺わせていた。

3 米兵への讚美と美談

マッカーサーによる日本の占領統治が進むにつれて、米兵への讚美や彼等の美談が紙面上に度々登場するようになる。9月12日『朝日』の「米兵は何を考えている」は、日本人記者がある米兵に突撃取材した体裁になっているが、その典型であろう。その米兵は原爆投下後の日本人の対米感情を気に向け、一部の米兵の蛮行をわびる言葉を述べたことが紹介されている³⁸⁾。10月2日『朝日』では、写真付きで米兵とアマチュア無線家の交流のエピソードが報じられている。戦前にアマチュア無線を交信した縁を辿り、米兵と日本人が邂逅した様子が感動的に伝えられ、しかもこの米兵は日本上陸の第一の望みがこの邂逅にあったとしている³⁹⁾。これ以外にも、各紙で米兵を讚美する記事が掲載された。『朝日』では、メレヨン島から引き揚げてきた日本兵に対し、米軍の中佐が所持品検査などの際、終始誠意に満ちた態度を取り、また日本兵の苦勞を勞ったことが取り上げられている⁴⁰⁾。また、同紙では、朝鮮から兵士が復員する中で、傷病者などに対する「米兵の温い心やりは至れり尽せりで、傍にゐて自分は彼等の親切には思はず泣いた」との日本軍少佐の感想も紹介されている⁴¹⁾。

『読売』では、「点睛」欄にて、米兵と会食の機会を持った記者が、米兵は謙虚で礼儀正しいなどと称赞している⁴²⁾。さらに、米軍MPが活躍して強盗が検挙された出来事や⁴³⁾、サイパンで割腹の齋藤中将の埋葬式で米海兵隊が武士道を見せ

た様子が写真付きで紹介されるなど⁴⁴⁾、同種の話は連日紹介されることになる。さらに、軍に女性がいることを好意的に伝える記事も見られた。例えば『朝日』では、米兵には看護婦少将がいることを彼女が街を歩く写真付きで示し、従軍看護婦が高い教養を授けられ、軍に入れば少尉に任官することが紹介されている⁴⁵⁾。

占領統治が安定してくるにつれて、進駐軍及び米兵に特化した記事は少なくなるが、読者に対してGHQに対し好感や親近感を抱かせようとする論調には変化がなかった。例えば、『朝日』のコラム「天声人語」は、フィリピンで日本人兵士に殺された米軍兵士の遺言により、自分に充てられた保険金が日本の学生に対する奨学金として提供されたことを「襟を正させる」出来事として紹介している。『読売』もコラム「点睛」において、某代議士が田舎の坂道で自動車に故障をきたし困っているのをみたアメリカ黒人兵が、車を止めて自動車を修理した上、通りかかったトラックを呼び止めて故障自動車を坂上まで押し上げたという話を紹介していた。その上で、「在来の日本人なら行き過ぎて了ふのが例であり、アメリカ人の公共的訓練は深く学ばなければならない」、日本人が「電車の入口に殺到して押しあひ揉み合つてゐるのをアメリカ兵が笑つて見てゐるのを見かける毎に冷汗が出る」との解説も加え、アメリカ人と比較しながら日本人の生活態度を批判していた。

このように進駐軍を称赞する際は、比較対照として日本及び日本人を卑下することが定番になっていく。例えば『毎日』の「建設」には「駐屯軍見習へ」との投稿が掲載されたが、「われわれは駐屯軍のよさを早く学ぼう。彼らの立派さをわが国家、国民生活の中に採り入れようではないか。そんなことをすると日本人は骨抜きにされてしまふなどと考ふのは、とんでもない国粹主義で、偏狭な島国根性だ」と米軍を持ち上げていた⁴⁶⁾。『読売』の「国民の反省」と題した社説は、日本は、政治だけでなく国民の生活、内面、マナーも改める必要性が進駐軍兵士の良さと比較をしながら説かれていた⁴⁷⁾。

さらに、『朝日』の「鉄箒」に掲載された木村毅の論説は、当時成立間もない幣原内閣の顔ぶれは期待できず、局面の打開にはマッカーサー司令部の手を借りたいと書いている⁴⁸⁾。その上で、「事毎にマッカーサー司令部を煩わすのは醜体だが、それほどまでに我等国民は、日本の為政者に愛想をつかし、不信を表明してゐるのだ」とまとめ、日本を卑下し日本の改革を司令部に委ねる主張をしていた。また、石川達三の次の論説も同様であり、彼は「進駐軍総司令官の絶対命令こそ日本再建のための唯一の希望であるのだ。何たる恥辱であらう！ 自ら改

革さへもなし得ぬこの醜態こそ日本を六等国に転落さしめた。(中略)私の所論は日本人に対する痛切な憎悪と不信とから発してある。不良化した自分の子を鞭でもつて打ち据え親の心と解して貰ひたい。涙を振って感化院へ入れるやうに、今は日本をマッカーサー司令官の手を託して、叩き直して貰はねばならぬのだ。」と説き、日本を殊更に卑下し、進駐軍に迎合し日本の改革を専ら委ねる姿勢を示していた⁴⁹⁾。

このように日本を殊更卑下する論は、『朝日』の社説の中にも見られ、選挙法を改正した後のその活かし方を論じる中で、最後に「折角よい選挙制度が出来た、やつて見たら猫に小判であることが分かった、結局日本人は封建国民であると、判断されたら一体どうする。連合国はあきれ返るであろう」と、唐突に連合国を出してその目線を気にするかのようなまとめ方がなされている⁵⁰⁾。さらに『毎日』の社説では、当時司令部による物資の輸入指令を受けた国内の対応について、「非能率と不道義によって連合国から軽蔑を受ける日本人になりたくないではないか」と論じ、自己卑下しながら連合国の評価を気にするような書き方をしていた⁵¹⁾。

一方、進駐軍の命令に対する戸惑いが感じられる投稿も散見された。『朝日』の「青鉛筆」では、大井の工機部が進駐軍による車の整備などの注文を受けた際、その量の多さに4日間ほとんど徹夜で仕上げたエピソードが掲載されている。「戦時中でもこんなに能率が上げなかったのに」と係官が述懐し、予定日までに注文内容を完成させたことに「進駐軍からは非常な感謝の言葉を貰ったが……」と直接的ではないが困惑の様子を窺わせていた⁵²⁾。しかし、紙面上で連合軍の施策に対する直接的な批判などは全く見られない⁵³⁾。

他方、日本が連合国に依存し過ぎることを戒め、日本の自主的な行動も必要であるとする言論も見られる。『朝日』の社説は、戦後の「虚脱から立ち上がれ」と訴えながら「敗戦後連合軍の力によって、国民を操っていた独裁の魔手は取り除かれた」ものの、自らの理性で思考し自らの意思で実行する力を回復するに至っていないとした上で、連合国ではなく政府は自分の頭や眼で物事を考え、事態を眺めて国民とともに危機の解決に邁進する態勢をとることが先決問題であると論じていた。連合国への依存を問題視し自制を促す主張であった⁵⁴⁾。また、同紙「天声人語」は、復興院の誕生に対し第二次的の感があるとし、今の日本は独自の意思決定権を持たない国であり、万事連合国の方針に依存せねばならない自主的意欲を通すことのできない立場であると嘆息の念を醸し出しながら、復興計画

企業などその枠内でも工夫創意による自主的立国体制の確立は**不可能ではない**、と日本自ら動くことが必要を説いていた⁵⁵⁾。

以上のように、GHQを讚美するだけでなく、自己卑下しながら**迎合する論調**が横溢する中で、少ないながらも日本の自主性の必要を訴える見解も**説かれていた**。

小 括

以上、進駐軍に関する記事を中心に検証した結果、関連の報道については、8月28日の進駐軍上陸前後と、9月12日の進駐軍による言論統制前後という2つの転換があった。まず、8月28日以前は、未だ見ぬ進駐軍に対する危機感や不安が読み取れる記事が多く見られた。また、進駐軍上陸から言論統制が本格化する前までは米兵の犯罪報道、トラブルを未然に防ぐよう警戒が促されながら、米兵・進駐軍上層部に好印象を抱く記事が共存していた。9月12日の言論統制以降は、9月19・20日『朝日』の発刊禁止処分の影響を受け、米兵による犯罪の報道が殆ど見られなくなる。その一方で、米兵・進駐軍上層部に好印象を抱くような美談やエピソードが多く掲載されたが、そこでは、日本及び日本人を卑下してGHQに迎合する側面も散見された。

II 天皇をめぐる議論

はじめに

本章においては、天皇及び皇室関連の報道について明らかにしていく。第1節では、主に天皇陛下個人の動向を含めた報道に着目し、その特徴について述べる。第2節では、制度としての「天皇制」がどのように取り上げられ、批判されるようになっていったのかについて分析し、明らかにしていく。

1 天皇・皇族個人をめぐる議論

終戦前後、昭和天皇は玉音放送、マッカーサーとの会見、連合国による戦争責任追及、年頭の詔書(いわゆる「人間宣言」)渙発など、様々な場面でメディアの注目を集めることとなる。本節では、これらの出来事がメディアを通じていかに伝えられたかを確認する。

終戦以前に天皇について直接言及した記事は見られないが、終戦以降になると、

終戦の詔書の内容に関する記事を中心として、天皇について取り上げられるようになる。玉音放送を受けて各社は、天皇の聖旨を胸に抱き、国家再興に邁進していく決意を示すものが目立った⁵⁶⁾。玉音放送の翌日には、二重橋前や皇居に向かって号泣した群衆の写真相が掲載され⁵⁷⁾、老人から屈強な若者、動員学徒の女学生まで老若男女を問わず皆が号泣し、玉砂利の上で正座していた模様が報じられた。また、天皇が戦災者や一般国民に関心を寄せていたことも各社の記事で言及されている。例えば、「財団法人軍人遺族及び傷痍軍人保護並びに退職軍人輔導会」の設立に際して金一封を下賜したことや⁵⁸⁾、8月14日に行われた御前会議について、天皇が「皇祖祖宗の心霊に対し、また一億国民に対して相済まぬ」と発言したことも報じられている。他方、米国の上院陸軍委員会が天皇の戦争責任を問う決議案を審議することになった際には、『毎日』が、米国の議員たちが「対日処理を能率的に進めているマッカーサー元帥に一任すべきだと思う」⁵⁹⁾と述べたことを伝えているだけで、紙面上において天皇の戦争責任を積極的に追及しようとする姿勢はみられない。

昭和20 (1945) 年9月29日、昭和天皇がマッカーサー元帥を訪問・会見した際、新聞各社はこのことを朝刊1面で写真と共に報じた。掲載された会談時の横並び写真には、ラフな軍服姿のマッカーサー元帥と、モーニングの正装で直立する昭和天皇の対照的な姿が写されていた。また、服装だけでなく、2人の身長差からも米国と敗戦国日本の力関係が暗に示されていた。3社とも同じ写真を使用していることから、GHQから提供され、報道することが求められていたことがわかる。

紙面には、米国の新聞記者と昭和天皇とのやり取りも紹介されている。『朝日』は、天皇に『米タイムス』記者が質問をし、それに対して天皇が答えた内容を掲載した⁶⁰⁾。『毎日』は、UP通信社ベイリー社長の質問書への回答と、会談中の天皇の様子を掲載した⁶¹⁾。『読売』は記事の扱いは小さかったが、『朝日』同様に『米タイムス』の記者とのやり取りを掲載した⁶²⁾。日本側の記者はこの会談に立ち会うことが許されなかったため、専ら米国側の記者を通じての情報だけである。

これ以降、昭和天皇の戦争責任について、これを擁護する記事や論調が多く見られるようになっていく。例えば、天皇の真珠湾攻撃への関与については、東久邇宮稔彦が連合国の記者に送った回答が報じられ⁶³⁾、真珠湾攻撃以前に天皇はこの計画の一般概要は知っていたが、詳細は知らなかったことなどが明かされている。天皇の退位に関しても、これを否定する論調が主流である。幣原喜重郎内閣成立時には、幣原首相による連合国記者との会見内容が報じられ⁶⁴⁾、幣原の「天

皇陛下の御退位や国体の変革を必要とする理由を認めない」との発言を紹介した。また、『朝日』の投稿欄であるコラム「鉄箒」では、上記の近衛公と米国記者との会見記で『御退位云々』の文字を読んで愕然⁶⁵⁾とし、「云ひ難き不安と危惧の念を禁ずることが出来ぬ」とする声を取り上げられ、退位は考えられないという読者の心情が紹介されている。

また、昭和天皇が伊勢や畷傍・桃山御陵などへ親拝・行幸した際には、天皇と国民の様子を伝える記事が多く掲載された⁶⁶⁾。例えば、関西への行幸の際には、沿道の人々が「自発的に一心を籠めて送迎した」ことなどを伝え⁶⁷⁾、天皇の行幸を快く受け入れる国民の様子を紹介した。また、「国民の御心に直接触れ合う事ができた」とする天皇の言葉も取り上げ、天皇と国民の間の心情が一体であることが強調された記事となっている⁶⁸⁾。

昭和21 (1946) 年元旦には、「新日本建設に関する詔書」が発せられ、天皇と国民の関係は「終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノ」ではないことが宣明された。このことについて『毎日』は社説において、従来詔書で用いられてきた「爾臣民」ではなく、「爾等国民」という文言が用いられたことを「異例」として紹介した⁶⁹⁾。また、別の社説では、日本民族が「天皇を『現御神』として世界を支配すべき優越民族」⁷⁰⁾ではないとの詔書の趣旨についても、GHQによる軍国主義的内容の歴史・修身・地理の授業停止命令と精神を一にしているとして、肯定的に論じた。

以上、主に天皇陛下個人についての報道の特徴を、玉音放送、マッカーサーとの会見、戦争責任などの観点からみてきた。全期間を通じて、昭和天皇個人に対する批判はなく、むしろ国民から敬われ、慕われる様子や、戦争責任をめぐっても天皇を擁護する論調が目立った。

2 「天皇制」をめぐる議論

終戦後、いわゆる「天皇制」は、戦前・戦中とは対照的にネガティブなイメージで語られるようになる。しかし、それは終戦後直ちに始まったわけではない。また、「天皇制」を批判した勢力や、その批判の中身や論拠も、時期によって異なっている。本節では、新聞メディア上で、「天皇制」がいつから、誰によって、そしてどのような論拠をもって批判されたのかについて、時期ごとの変化を追いながら検証していきたい。

終戦以降、国体護持に関する言説が頻繁に登場するようになる。「天皇制」と

という言葉が紙面上で初めて確認できるのは、昭和20 (1945) 年9月9日に『朝日』において掲載されたりスポンの茂木特派員による文章である⁷¹⁾。そこでは、「世界が原子爆弾についてなによりも驚いたことは、天皇制の偉大なる政治的潜在力であり、「天皇制」の持つ偉大なる政治力を再認識し再評価した」と述べられており、「天皇制」という言葉が肯定的な意味で用いられていることがわかる。このように、終戦間もないこの時期には、「天皇制」という言葉は用いられているものの、それは肯定的な意味合いで使用され、「天皇制」に対する批判は確認できない。むしろ、米英によって「天皇制」が批判される傾向にあることに懸念を示す記事さえ散見される。例えば、東久邇宮内閣の崩壊は、日本の国体を危うくする政治犯釈放のマッカーサー命令により生じたと東京駐在の特派員が報じたことをめぐり、米英では国体や皇室に対して批判が及ぶのではないかと、との懸念が示されている⁷²⁾。

「天皇制」論議において重要な論点の一つは、「天皇制」と民主主義との関係性である。敗戦直後の紙面からは、民主主義を実現する上で天皇の存在は矛盾せず、また当時の天皇の法的地位に対する批判も存在しないことが読み取れる。例えば、「終戦に伴ふ教育者の頭の切替への基準をなすものは日本的デモクラシー」⁷³⁾であり「『義は君臣、情は父子』といふ考へ方を中心とする一君万民の思想である」として、天皇の權威を認める一君万民を肯定した上で日本的デモクラシーを説く記事が見られた。その後も、「天皇制」の存廃に関しては国民投票で決定すべきとする意見が散見されるようになるなど⁷⁴⁾、否定的な見解も含め「天皇制」論議の自由度が徐々に増しつつあった。もっとも、幣原総理大臣が「日本の中心は天皇である」、「皇室を中心とした日本独自の民主政治を実現させたい」と述べたことなども記事になっていて⁷⁵⁾、国内のメディアや要人が本格的な「天皇制」批判を展開するような動きは、紙面上には登場しない。

このような国内の「天皇制」をめぐる比較的楽観的な見方とは裏腹に、外国においては「天皇制」に対して厳しい批判が加えられるようになりつつあった。10月末以降、その様子が紙面上でも確認されるようになってくる。特に米国においては「天皇制」に関する議論が活発となり、米国の新聞や要人らによる「天皇制」批判の中身が詳しく紹介され始める。例えば、ニューヨークタイムズの社説の内容を報じた記事では、「改訂日本国憲法の第一條は『全主権を天皇から日本国民に移す』ことであらねばならぬ」⁷⁶⁾と、日本側の議論にはまだ見られない天皇から国民への主権移譲の議論が唱えられている。このように、ここにおいても「天

皇制」批判の主体は、外国メディアの報道の紹介が主体であり、国内メディアが「天皇制」を正面から批判を展開するには至っていない。しかし、それまでは見られなかった「天皇制」に対する批判的論調が、新聞メディアを通じて読者の目に入るようになったという点は注目すべきことである。また、この時期以降に見られる特徴として、「天皇制」及び皇室を経済的側面から検討する動きを指摘することができる。マッカーサー司令部が皇室財産を凍結し、皇室の借入には連合国の承認が必要になることなどを指令した際⁷⁷⁾、『朝日』ではこのことについて、「皇室財産を凍結する事で生産手段の民主化が促進される」と述べられている⁷⁸⁾。

やがて、新聞社自身の「天皇制」に対する見解も掲載されるようになる。3紙の中でも特に「天皇制」に関して積極的に批判していたのは『読売』である。同紙は社説において、社会党の「天皇制」支持の姿勢に対し、「人民主権さへ否定せんとする社会党は社会主義はおろか民主主義の原則とも相容れぬといへる」⁷⁹⁾と批判している。

次に、「天皇制」をめぐる各党の主張は紙面上でどのように扱われていたのだろうか。12月に衆議院議員選挙法の改正法案が公布され、衆議院が解散されると、各党が総選挙に向けて準備を進めていく。『朝日』では全9回にわたって「総選挙に臨む」と題する特集が組まれ、各党各会派の代表者による討論を連載した。そこでは、社会党の水谷長三郎と共産党の志賀義雄の「天皇制」存廃についての立場の違いが見て取れる⁸⁰⁾。すなわち、進歩党や自由党に加え、社会党も「天皇制」の存続自体には反対していなかったが、共産党は「天皇制」廃止を明確に主張していたのである。

以上のように、「天皇制」批判の主体は、それまでの外国メディアに加え、共産党といった一部国内勢力にまで広がっていくことになった。

年が明けると、自由党が、天皇を統治権の総攬者と位置づけた憲法改正要綱を発表するなど、憲法改正に関する議論も盛り上がっていた⁸¹⁾。憲法改正については、前年10月には政府が松本烝治国務大臣を委員長とした憲法問題調査委員会を中心に研究を開始しており⁸²⁾、12月には同大臣が、天皇の統治権総攬は不変とすることなどを盛り込んだ憲法改正の4原則を言明していた⁸³⁾。こうした憲法改正論議の盛り上がりと同時に、紙面上でも「天皇制」論議がより活発となってくる。ここにおいて、「天皇制」批判を展開する主体は、『読売』や共産党といった一部の勢力にとどまらなくなる。多くの論客が各紙の座談会企画や特集記事に連日登場し、「天皇制」を政治的、経済的、歴史的な観点から徹底的に批判・検証して

いくことになる。以下、そうした場や各社の社説で展開された「天皇制」批判がどのようなものだったのかについて述べていきたい。

両立し得るとされた「天皇制」と民主主義については、この時期になると、主権は「人民」が持つべきとされ、両者は相反する関係として捉えられることが多くなる。例えば、若山淳四郎は連載「天皇制の解明」において、天皇の名において政治が神秘化され、国民の監視・批判・訂正を不可能にした「天皇制」は民主主義に反すると論じている⁸⁴⁾。また、一部にはあるが見られていた「天皇制」の存否を国民投票によって決すべきとの主張さえも、「反民主主義的な従来の特権を保持させる選択を人民はとる」⁸⁵⁾可能性があり、「無政策であり、逃げだ」⁸⁶⁾と指摘され、批判される傾向に転じている。しかし一方で、政治から切り離された皇室に関して廃止すべきとの主張は、共産党などごく一部を除けば、紙面上においてはほぼなく、その存続を容認する論調が多い。例えば、『毎日』は社説において、「天皇の政治上の『権力』は一切否定されなければならぬ。が、天皇を廃して元首たる大統領の如きを置くことが（中略）良策であろうか。かく考へるとき、わが国で考へ得る元首は、今日もまた天皇である。」⁸⁷⁾と説いている。

また、この時期には多くの記事で、「天皇制」が国民から経済的利益を搾取する体系として捉えられるようになり、「天皇制」をめぐる経済的批判は、それまでの皇室財産に限った話ではなくなってきている。連載「天皇制の解明」において、鈴木安蔵は、皇室財産は封建的搾取様式の上に維持されており、日本の民主主義革命のためには、これに依存する皇室の解消は避けられないと論じた⁸⁸⁾。さらに、それまでの政治的、経済的な批判に加えて、歴史的観点からの「天皇制」批判も始まるようになる。大半は、皇紀や神話の実証可能性を否定し、天皇・皇室の歴史をネガティブに扱うものである。例えば、『読売』の座談会形式の連載企画「日本歴史の再検討」では、大化の改新は「皇室の権威というものを自己のものとして確立するための奴隷制を完成するための変革」⁸⁹⁾と伊豆公夫によって批判されている。

以上、新聞メディア上で「天皇制」がどのように扱われ、そして批判されたのかについての時間的変化を追いながら検証してきた。当初に、紙面上に登場した「天皇制」批判は、外国のメディアや言論人による論説の引用に限られていた。しかし、やがて一部の国内勢力による批判が確認されるようになり、その範囲はさらに広まっていく。また、その内容も天皇の政治的位置づけのみならず、「天皇制」の経済的さらには歴史的背景をも織り交ぜながらの批判へと拡大してい

たのである。

小 括

本章では、敗戦直後の天皇・皇室に関する新聞メディアの報道について扱い、その内実について分析した。

第1節では、玉音放送やマッカーサーとの会見、行幸などの動きに注目し、主に天皇陛下個人についての報道の特徴を検証した。特に、昭和天皇や特定の皇族個人に対する批判はなく、むしろ国民から敬われ、慕われる様子や、その戦争責任を擁護する記事を確認した。第2節では、そうした昭和天皇個人の取り上げ方とは対照的に、制度としての「天皇制」に対する批判が時期を追うにつれて厳しさを増していく過程を分析した。特に、「天皇制」を批判する中心的な主体が、外国から国内の一部のメディア・政党、そして言論人へと移り変わっていったことや、その内容が政治的なものと同時に、経済的さらには歴史的観点からの批判へと拡大していったことが明らかとなった。

以上より、敗戦後に展開された天皇及び皇室に対する批判の対象は、あくまでも制度としての「天皇制」が多く、昭和天皇や特定の皇族個人に対する批判は少なかったと言えるであろう。

Ⅲ 「民主主義」、「共産主義」をめぐる議論

はじめに

戦後、GHQによる民主化政策を元に、民主主義的価値や制度が新たに、あるいは改めて導入され広められていく。加えて、戦前獄中にいた政治犯が釈放されると、抑圧されてきた共産主義者や社会主義者の活動が再開され脚光を浴びることになる。そこで本章では、第1節で民主主義の概念について、第2節で共産主義、社会主義勢力の台頭について、各紙がどのように注目し論じたのかを明らかにしたい。

1 民主主義の啓蒙と制度化

周知の通り、戦後、GHQによる間接統治下で日本の民主化政策が促進された。そうした状況の中、各新聞社もまたそれを報道し推進する役割を担った。そのためには、第一に、民主主義の定義や概念を広める必要があった。第二に、政治、

経済をはじめ様々な視点から制度の民主化を検討、提言、そして奨励する必要があった。本節では、民主主義の概念が紙面上でどのような立場から受容され、いかなる方法で広められたのか、「民主主義」を取り上げた特集や連載、各論説に着目して論じてみたい。

まず、敗戦直後、連合軍の進駐が未だ実現していない8月の時点では、民主主義に直接言及する記事はあまり見られない。そうした中、20日の『読売』の「民主主義の再生」を意図」と題された記事は注目すべきであろう⁹⁰⁾。この記事は、民主主義再生強化と自由と人権の尊重を義務化したポツダム宣言の第二項に検討を加えている。具体的には、ドイツと日本の民主化を比較し、クリミア宣言においてドイツの民主化のための措置は連合軍側で実施することになっていた一方、日本は日本国民の手によって行われようとしているとの差異を示している。また、ポツダム宣言で「民主主義的傾向の再生」という字句が使われていたことをめぐり、「敵情に於て日本国民は元来民主主義的傾向を有つてゐたのであるが近時軍閥の圧力によつて同主義が窒息しつつあつた仍てこれが再生強化を図るべきであるとしてゐる」と述べ、元々日本に民主主義が存在していたことを示唆している。しかし、民主主義の具体的かつ踏み込んだ解説はしていなかった⁹¹⁾。ここから、民主主義の否定はなされなくなったものの、それを称賛し積極的に導入していこうとする姿勢は未だなかったとわかる。

10月になりGHQの占領統治が本格化すると、連載や特集を通して民主主義の意味や民主的制度の解説、議論が各紙でなされるようになった。連載については、3紙全てで近い時期に民主主義を考察するための企画が行われている点に注目すべきであろう。以下、詳しく紹介してみたい。

『朝日』は、「アメリカ民主主義本社座談会」と題する座談会の内容を4回にわたって掲載している。この座談会には前田多門文部大臣や賀川豊彦などが参加し⁹²⁾、今後の日本を再建する上で民主主義の理解と体得が必要であるとして、アメリカの民主主義を中心に、その解明と日本の方向性が検討されている。具体的には、アメリカの社会道徳や自由主義、経済政策、人間教育、自治精神などから民主主義の根源を探っている。ここでは、戦争により生じた排他的な国家主義によって歪みが出たのであって、そもそも民主主義は一君万民の日本の国体と矛盾するものではないとの前提に立っている点に注目したい。また、日本式の公民学を取り入れるべきなど、アメリカ式をそのまま採用するのではなく、国体を肯定し、あくまで日本式での民主主義の実現を模索する見解を窺わせてもいた⁹³⁾。

『毎日』は、「新日本建設の構想」とのテーマで論文を募集し、最優秀賞に選ばれた白神勤による「日本における民主主義」を3回にわたって掲載した。白神は民主主義の概念が浸透していない日本にそれを広めるため、世界史の過程によって生じた民主主義の定型を説明し、また各国の民主主義に共通する一般性などを論じている。さらに、日本で民主主義が歪められた要因を説くと同時に、国体と民主主義は矛盾しないとの説明をしていた。すなわち、国体と民主主義の間に対立や矛盾論が生じたのは軍閥、官僚が捏造した国体論を内外に振り回した故であり、そもそもわが国体は神秘的ではなく、また八紘一宇的な侵略的要素も持たず、人民の幸福を保障する政体であると論じている。その上で、様々な諸制度の確立により天皇と人民を直結する政体を確立することが真の民主主義の要点であるとしている⁹⁴⁾。このように、「臣民」や「国民」ではなく左派論客が常用することになる「人民」という文言を使う白神が国体を肯定し、国体と民主主義は矛盾しないと主張していること、さらに、その論考が最優秀賞に選ばれていることは、同時代の言論空間を象徴する点として注目されてよいであろう。

『読売』は、「政治の再建と民主主義」と題して政治家や学者が参加する本社座談会を企画し、その内容を5回にわたって掲載している⁹⁵⁾。参加者には大内兵衛や矢部貞治、『朝日』と同じく賀川豊彦が見られる。この座談会は、民主主義は連合国の要求故にのみ断行しなければならないのか、民主主義以外にないという積極的な理由はあるのか、そもそも民主政治とは何か、それは日本で実現するのか、実現するならばいかなる方法か、などの諸問題を考えることを目的としていた。参加者それぞれが自由に上記の間に答え議論する中で、例えば賀川は、日本は天子様の国家に違はなく、天子様が国の脳髓で他の部分はみんなて補う政治をするべきとの発言をし、矢部は、君主政治と民主主義は相対立せず、また天皇政治にはデモクラティックな要素があると述べるなど、ここでも国体には肯定的であり、先に述べた白神と類似する見解を開陳していた。一方で、戦前からの立憲政治は形式だけであったとか、政党政治は本当の民主主義ではなかったとも言及されている。その上で、公然たる討論が行われ国家の意思が決定されるなどの民主主義の長所や、議会や選挙制度等に対する具体的な政策提言などがなされていた。

連載以外にも、ヨーロッパの国々を例にとり民主主義的な政治の紹介をする記事が散見される。『朝日』は、スウェーデンを武装なき国でも世界の劣等国とな

らず、国民の均衡した幸福と高い文化を持つ立憲君主国として紹介している。すなわち、スウェーデンについて、「国民の中枢である王室は本当に一君万民の理想境として存在し、国民は王室に対し限りなき尊崇と共に限らない親しみを抱いてゐた」ことや、立憲君主政体下での堅実な議会政治、貧者も富者もおらず平均された生活、婦人参政権などが実現されていることを解説している。これは日本をして天皇の下での民主主義を目指す方向が可能であることを示唆していた⁹⁶⁾。

『朝日』では、スイスの民主政治も紹介され、スイスが世界で最も地方自治が発達していることを人民による直接立法動議など具体的な事象を挙げて説明し、それを称賛している。また、こうした制度を日本では隣組を活用して実現できると、その可能性を説いている。すなわち、隣組の中で討論、集会を行い官僚に要求を提出することが提案され、「町と村のデモクラシー」が可能なら米国人を煩わしたりマッカーサーの世話にならなくても民主主義的教育を始めることになると論じていた。その上で、国民自ら自治をしようとする積極的精神とその実践にこそ民主主義の基礎があるとまとめている⁹⁷⁾。

このように、アメリカをはじめ他国をモデルにして、民主主義の定義や良さがより具体的に論じられている。ここで興味深いのは、日本は天皇を中心とした国体を前提に置く日本的な民主主義を推進しようとしている点である。民主主義の推進が主張されている点では戦中からの変化を求めているが、「国体」を尊重する考えは戦後直後も変化せず維持されていた。

しかし、こうした見解はGHQの占領統治が本格化するにつれ変化を見せ始め、戦前に説かれた「国体」と民主主義を対抗関係に置くような論説が散見されるようになる。11月に開催された『読売』の座談会では、民主主義の推進について政治家や評論家を集めて議論され、後出する政治犯の釈放により自由の身になった日本共産党の志賀義雄も参加している。国体と民主主義は相容れず対立する概念と捉える考え方は、彼ら左派論客によって主張されメディア上で脚光を浴びようになり、12月以降はこの傾向が顕著になっていく。これに伴い、ソ連を「民主主義国」に含めて考える見解さえ登場するようになる。例えば、細川嘉六はソ連の民主主義が独裁であるとの指摘に対し、金融資本の支配する諸国の勤労民衆にも必ずしも自由平等は享受されていないと反論する。その上で、ソ連の民主主義は諸種の民主主義的論理が経済的基礎を与えられることによって完成されていると主張していた⁹⁸⁾。

また、紙面では、各社主催の座談会企画や特集が多く生まれ、民主主義のあり

方や民主主義の達成に必要となる改革などが論じられたが、そこでは従前と異なり「日本的民主主義」に対する批判的な見方が登場してくる。『毎日』の横田喜三郎による「“日本的”民主主義」と題する論説はその典型である⁹⁹⁾。横田は、軍部の威圧と市民の僕婢的迎合、国民の平等思想や自我意識のなさ、強者に対する卑屈、迎合、支配階級の尊大で暴虐な習性、神秘主義、非合理主義が国民全体の一般的性格であり、それに基づいた政治や、天皇を主権の主体としての地位に置く政治などを「日本的民主主義」の特徴として挙げ、その特徴が再び軍部の温床を培うものになる可能性があるとして論じていた。また、同紙には郭沫若が評論を寄せ、一国の民主主義はやはり世界史における民主主義と共通のものを持たねばならず、「日本的」民主主義が建設されると民主主義の基本的部分がばやかされ、得体の知れぬものになってしまうと難じていた¹⁰⁰⁾。

このように、占領統治の本格化に伴い、国体に対する見解は批判へと傾き、日本的な民主主義を否定する論調が濃厚になっていった。

以上より、本節では民主主義の概念の浸透が紙面上で図られていく様子を検討した。半年間の流れとして、最初は民主主義を積極的に推進する段階になかったものの、GHQの占領統治が開始されて以降、徐々にそれを推進し、統治が本格化してからは座談会や他国を紹介する記事により民主主義の具体的な内容を説明してその良さを広めようとしていたことがわかる。この時点での主張は、国体を肯定し、さらにそれが民主主義と矛盾しないとした上で、日本的な民主主義の達成を唱える特徴を持っていたといえる。しかし、その論調はGHQの占領統治の本格化と、天皇制に異議を唱える左派論客の台頭により変化し、日本的な民主主義は否定されるようになっていった。

2 共産主義・社会主義勢力の活発化

GHQは民主化改革の一環として、戦前治安維持法により政治犯として逮捕された人々の釈放を命令する。これに伴い、共産主義者、社会主義者の動向に注目が集まるようになる。そこで本節では、第1項で、主に釈放された左派の人物、第2項で、活動を開始、再開させた左派政党に注目し、各紙が彼らの動向をどのように報じたか検討したい。

(1) 左派系人物への注目

本項では、獄中より釈放される、あるいは釈放された人物への取材や、釈放を

歓迎する共産派の動きを取り上げた記事を追い、左派論客が各紙の注目を集めた実際を検証してみる。

昭和20 (1945) 年10月10日より、戦前獄中にあった日本共産党の指導者が釈放されていく。『毎日』、『読売』は、アメリカ人とフランス人の記者が釈放を控えた徳田球一、志賀義雄をはじめとする共産主義者のいる府中刑務所を訪れ、彼らから獄中での拷問の実際について、さらには釈放後の運動再開について質問した内容を掲載している¹⁰¹⁾。さらに、政治犯の釈放が実施されていくと、釈放の事実や釈放者へのインタビューなどが頻繁に報じられるようになる。3社全てで大きく取り上げられたのは、戦後日本共産党に入党した演出家土方与志へのインタビューと、徳田らの釈放を歓迎する出獄者歓迎会である。前者については、土方の釈放の喜び、経歴、家族の話、今後の抱負などが報じられていた¹⁰²⁾。後者については、徳田や志賀らの釈放に際し、共産派の面々が「出獄戦士歓迎人民大会」を開催し、中西伊之助や伊藤憲一など「往年の闘士」がデモクラシーと共産主義の謳歌、天皇制廃止などを叫んだことが報じられている¹⁰³⁾。特に『毎日』は、「人民戦士出獄万歳」という旗を掲げて人々がデモ行進する様子を捉えた大きな写真を添えている。彼らの主張に賛同する記述はないものの、紙面上での扱いから、好意的に捉えて報じていたことがわかる。さらに、昭和21 (1946) 年1月には、野坂参三が中国から日本に帰国したため、『朝日』、『毎日』、『読売』の3社全てが日比谷公園で行われた「同志野坂歓迎国民大会」の様子を1面にて大々的に報じていた¹⁰⁴⁾。

こうした左派の運動の活発化は、GHQによる民主化政策の下で推進された労働組合結成の動きとも連動していくことになる。例えば『読売』では、労働組合や関連の法律について、荒畑寒村や加藤勘十などの左派論客が筆を揮っていた¹⁰⁵⁾。同紙には、組合問題に限らず様々な分野について、左派の学者・評論家らが論説を寄せていた。湯本正夫 (山本正美) が政治、風早八十二が経済、堀江邑一と石濱知行が国際情勢を分担し、それぞれの観点から「人民」による民主化の必要性について論じた特集はその典型であろう。この特集は敗戦までの過程や民主化諸政策の不徹底、戦争責任の議論、飢餓や物資不足など、多岐にわたる話題を扱っているが、いずれにおいても敗戦以降、政府による民主化が遅々として進まないため、「人民」による下からの民主化が急務であることが主張されている。中でも堀江は、戦後の国際情勢について、「揺がぬ米ソ協調」と題する見出しの下、米ソ関係について楽観的見解を示しながら、ソ連の「ソヴェート・デモ

クラシー」を中心に据えて論じている¹⁰⁶⁾。また、風早は、財閥資本の搾取という「日本資本主義」の問題点を指摘し、敗戦を経て自壊を遂げたかかる体系の改革および立て直しが民衆の側から進められるべきであると主張していた¹⁰⁷⁾。

以上のような左派勢力の伸長を前にして、警戒心を窺わせる記事も散見された。例えば、『毎日』では、今井登志喜がアナーキズムへの批判を述べている。今井はアナーキズムをマルキシズムと同じく広義の社会主義に属するものとし、主観的には建設的な理念の上に立つとしている。しかし、アナーキズムは「一般社会主義が従来の経済制度を改造しようとするに反して、それを破壊し去ろうとする」ため、「一切の過激な革命的な直接手段を肯定する」とし、社会主義とは異なるその性質を解説している。その上で、現在実現された言論の自由は望ましいが、論者は建設的な言論をし、かつ自身の言論に責任を負うべきであるとして、人の批判に専らで建設的でないアナーキズム (無政府主義) やニヒリズム (虚無主義) には批判の矛先を向けていた。さらに、「アナーキズムは十分に実際の人間の社会を認識せず、単純に理想的な社会を考へ、手段を選ばず、それに到達しようとするのであつて (中略) 殊にその過激な手段によつて世人から殺人鬼的な反感を買ふに至つた」と指摘する¹⁰⁸⁾。このように、今井はアナーキズムや共産主義を広義の社会主義と捉え、警戒を促していた。

以上、本項では、共産主義者や社会主義者をめぐる各紙の注目の仕方を検討した。左派の考え方を警戒する見解が一部では説かれていたものの、全体を通して、彼らの釈放を歓迎ムードで報じ、また、多くの左派論客の論説を掲載していた点からもわかるように、各紙が彼らに好感を持って注目していたといえる。

(2) 左派政党への注目

既述のように、日本共産党の党員釈放に伴い、日本共産党、さらには日本社会党の動きが始動し活発化する中、他政党と同様にその動向が紙面で連日取り上げられるようになる。そこで本項では、共産党や社会党に関して各紙がどのように取り上げ、注目したのかを検討したい。

まず、政党の方針、政権や政策に対する態度の表明、会合などの様子が主に取り上げられている。『読売』は、読売争議が進展する中、それに関連し日本社会党が批判演説会を行う様子を写真付きで報じ¹⁰⁹⁾、当該争議に共鳴する同党の動向を伝えていた。

12月に衆議院が解散され、選挙に向けた各政党の運動が活発化するが、各紙と

も保守系の自由党や進歩党に比し、左派系の社会党と共産党の動向を多く取り上げていた。例えば、『毎日』、『読売』では、社会党と共産党の選挙候補者リストは掲載されているが、自由党や進歩党は取り上げられていない。また、『朝日』や『毎日』は共産党や社会党に対する明確な支持姿勢を表明していた¹¹⁰⁾。各紙は悪しき旧体制を打破する希望の政党として、共産党や社会党に注目していたのである。

その後も、共産党や社会党の動向が日々報じられ、『読売』は、「民主勢力結集の新段階」と題した社説において、両党を中心とした「民主主義統一戦線」の結成などに期待し、「全国の民主主義勢力は、いまこそ在来の消極性を一擲して民主勢力結集への新たな闘争に立ち上らなければならない」¹¹¹⁾と力説していた。

一方、『毎日』は、10月に共産党の演説が中止させられたことを報じ、歓迎ムードの動きだけではなかったことを伝えていた。共産党員による講演会において戦争犯罪人の即時処罰、統制廃止、天皇制廃止が叫ばれたため、それを進駐軍が注意して中止させたとある。その理由について、進駐軍の中佐は「戦争犯罪人を即時処罰するか否かは連合軍の仕事に属するものである」と述べている。演説が行われた町の電柱には「天皇さまの悪口をいふ不屈な赤が現れたお互いに注意ませう」と女学生らしい文字で書かれたピラが賑やかに貼られたと報じている¹¹²⁾。実際に女学生が貼ったかは疑わしいものの、一般社会の中では共産党を危険視する考えが存在することを示唆していた。同紙が11月にも社説で、社会党の結成に際し、内部の抗争軋轢や党と党員の品位を気にかけるべきなどと、取えて苦言を投げかけていた点も注視すべきであろう¹¹³⁾。

このように、共産主義や社会主義を警戒し牽制する見解が一部では表出していたが、民主主義と共産主義が同質の関係にある、あるいは同義に捉えられる風潮が生起し強くなっていく。戦前の抑圧から解放され、活動を再開した共産党員たちを、メディアは「民主的勢力」として歓迎し、積極的かつ好意的に報じた。つまり、民主化が加速する潮流において、それを体現する存在として、共産主義者や共産党が新聞紙上において取り上げられていったのである。

以上、本項では、各紙の共産党や社会党に関する記事から、それらの動向への関心度の高さを確認した。街中では共産党に対する警戒心が依然として存在したことや社会党への苦言などが示唆されていたものの、政治犯釈放、日本共産党や社会党の結成、さらに選挙の日程が取り沙汰されるようになると、全体として各紙が共産党、社会党に対する期待感を強く打ち出して報道していたことが確認で

きた。

小 括

本章では、民主主義、共産主義、社会主義など、戦後新たに導入、あるいは再生された考え方に注目し、その動きを各紙がいかに報じたかを紹介し分析した。

第1節では、民主主義の概念を各紙が連載や特集を通して徐々に広めようと試みていたことを明らかにした。その過程の中で、終戦当初は国体が肯定され、それをもとにした日本的民主主義が唱えられたものの、GHQの占領統治が本格化し、加えて左派の論陣が頭角を現すようになるにつれ、国体は民主主義に対抗するものとして、否定されるようになったことがわかった。

第2節では、戦後解禁された共産主義や社会主義に注目し、第1項では共産主義者や社会主義者などの個人、第2項では共産党や社会党などの政党、さらに労働組合に関する記事を追った。各紙とも、一般社会の中では彼らへの不信が存在し、警戒心が抱かれていることを示唆しながらも、左派勢力の動向について積極的に期待感を持って報じていたことを明らかにした。

このように、戦時下、封印された民主主義、共産主義、社会主義の概念が敗戦以降解禁されると、各紙はいずれの思想に基づいた活動も民主化政策の一環として捉え、積極的に伝える傾向にあったことがわかる。とりわけ、政治犯釈放が実現すると、GHQによるレッド・パージが行われるまで、民主化を担う勢力として左派論陣が注目されていたことを明らかにした。こうした新聞報道を通じ、民主主義と共産主義の概念は徐々に結びつき、さらには同義なものとして論じられる側面さえあった点は注視しておきたい。

IV 戦争をめぐる議論

本章では、昭和期日本の戦争をめぐる議論について論じる。第1節では満洲事変以降の戦争の歴史を、第2節では戦争責任およびその裁判を、新聞各紙がどのように報じたか、敗戦直後の世相の一端として検証する。後に見ていくように、戦争史、戦争責任、原子爆弾をめぐる報道は、GHQによる言論統制や戦犯裁判の開始など、進駐軍の占領の進行と表裏一体の関係にあった。

1 戦争史

満洲事変から敗戦までの戦争を中心とした歴史、いわゆる戦争史が大きく取り上げられるようになるのは、GHQの占領が開始される10月からである。その背景として、GHQのメディア統制機関として昭和20(1945)年9月22日に民間情報教育局(CIE)が設立され、本格的なメディアへの関与が開始された¹¹⁴⁾ことを挙げる事ができる。これに先立つ9月16日、GHQは「比島日本兵の暴状」太平洋米軍総司令部発表」と題する記事を東京各紙に掲載させていた¹¹⁵⁾が、こうした戦争に対する反省意識を日本国民の内に醸成する施策は、占領が安定するにつれて強化されていく。以下、戦争史関連の記事が10月から濫し始め、12月に収束していく内実を追ってみたい。

まず、関連記事が急増する10月には、軍人、民間人など様々な立場からの戦争が語られることになるが、フィリピン関連の記事が多いことに注目すべきであろう。日本軍は、大陸や東南アジアなど種々の地域で戦闘を繰り広げたが、アメリカとの戦闘を象徴するフィリピンに関する記事が多く見られたことには、GHQの意向を読み解くことができる。例えば、10月14日には、各紙ともフィリピン作戦を指揮した山下奉文陸軍大將がCIEに述べた敗因分析を伝えていた¹¹⁶⁾。中でも『朝日』は、「比島民心の離反山下大將比島敗戦を語る」と題し、山下によるフィリピン作戦の敗因分析を客観的に紹介している。

さらに、フィリピンから引き揚げてきた人々の体験談も紹介されるようになる。『朝日』では、フィリピン島から引き揚げ途中、従軍看護師によって証言された同胞日本兵の暴状を紹介している¹¹⁷⁾。また、『毎日』の「山中で飢に泣くダバオから引揚げの女子」と題する記事は、現地にいた女性や子供が飢餓に苦しんだ経験を語っている¹¹⁸⁾。このような記事の多くは、戦争が終わって米軍収容所に入り、そこで米軍による厚遇を受け安堵したことが述べられている点で共通している。

さらに、引き揚げてきた軍人の体験記も掲載された。26日『朝日』『読売』では、特攻隊員がフィリピン島での航空戦で司令官に裏切られたという話が報じられる¹¹⁹⁾。また25日『読売』では、日本軍少將から聞いたルソン作戦の全貌を報じている¹²⁰⁾。これら体験記では、上官を批判するものもあるが、兵士を「勇士」と呼び称え、軍人の死や苦痛に対し同情的に述べているものも多い。

このように、人々が各地から引き揚げてくる中で、戦時中の体験談が報じられるようになる。前述したフィリピン島以外の地域に関しても、軍人、市民、現地

にいた非戦闘員など様々な立場の回想や体験を含む記事が書かれ、客観的に戦場を説明するものから、凄惨さを強調するものや軍を批判するものまで、種々の視点から「戦争」が語られている。

以上のような個人の視点から述べられた戦争のほかに、満洲事変など個々の歴史的事実に対する解説も行われた。『朝日』では、石原莞爾が満洲国独立前後の事情を語っている。石原は満洲独立により東亜防衛、日華提携の促進を考えたが実現しなかったことについて、「独立に協力した在満中国人に対し甚だ濟まなかった」と振り返っている¹²¹⁾。一方、同紙24日には、「『反戦の態度を崩さなかった要人』として米国側から可なり高く買はれてゐる」人物として宇垣一成が取材されている。宇垣は、満洲事変は軍閥の暴走によって引き起こされたものと述べたうえで、「本当の日本は道義の国、信義の国で、これまでは真の日本の姿とはいへ」と解説していた¹²²⁾。

また、真珠湾攻撃について『読売』は、その前夜に関する記事を日本人の元報道班員による戦記として掲載したが、そこでは「卑怯」や「軍閥罪惡史の序章」などと表現されていた¹²³⁾。一方、27日『朝日』では、攻撃前の宣戦布告が故意に東京で遅延させられたことに言及しつつ「真珠湾の戦果なくしては日本はもつと早く破れただらう」と、自らの判断に誤りはなかった旨を述べる永野修身海軍元帥のインタビュー記事を掲載している¹²⁴⁾。このように、満洲事変や真珠湾など個々の歴史的事実に関し、問題点が批判的に指摘されているものの、日本軍関係者が目的や戦略の観点から必ずしも誤りではなかったと語る記事が掲載されていることは興味深い。

以上のように、「戦争」そのものを是とする記事は見られないものの、押し並べて全面的な批判に終始していたわけではなく、立場によって様々な意見が表出し始めていた様子が見られる。

ここで、戦争との関連で、原子爆弾の被害並びに、その威力の研究についての報道に注目し紹介しておきたい。この時期における原爆報道について、有山輝雄は、トルーマン声明以降、生々しい被害地の実情を報道する記事¹²⁵⁾が増えたことを指摘し、「国民の士気低下を恐れて『新型爆弾』の威力を過小評価する報道しか行っていなかったことからすれば、方針の転換である」¹²⁶⁾と分析している。これを踏まえて、以下では報道の変遷を検証する。

原爆の被害について言及されるようになったのは、敗戦前の8月12日『朝日』からである。同記事はその威力について「通行中の市民は異様な熱さを皮膚に感

じて、負傷した負傷者の露出部分とくに顔面は火傷から出血したものが多い¹²⁷⁾と詳細に描写している。他方、日本の原子爆弾研究について示唆する記事も早い時期から掲載されていた。9日『毎日』は「この新爆弾は日本でも研究されこの実体もわかつてみた程度のものである¹²⁸⁾」と書かれているように、日本も原子爆弾研究を行っていると報じていた。

次に戦後の原爆に関する記事を見ていくと、関連報道は、進駐軍上陸後の30日まで確認できる¹²⁹⁾。戦中同様、原爆の被害が伝えられるが、その「非人道性・国際法違反」を強調する記事が、進駐軍上陸まで掲載され続けた¹³⁰⁾。また、被害の詳細な様子が写真を交え報じられるようになり、縦4段抜きで大々的に紙面を割く写真も掲載された¹³¹⁾。15日以降は、電車に乗っていた乗客が一瞬で黒焦げになった¹³²⁾など、悲惨な被害描写も書かれている¹³³⁾。興味深いことに、25日『朝日』はウラニウムによる放射線被害も報じている¹³⁴⁾。また、同日『毎日』の記事からは、「原爆病」の症状として知られる放射線による白血球の減少も、すでに確認されていたことがわかる¹³⁵⁾。

9月10日に米国の調査団が広島に入り、原爆の具体的な被害を調査した。これを受け、翌11日に「原子爆弾は想像以上広島の惨状、米調査団も驚く」との記事が掲載された¹³⁶⁾。しかし、これ以降、原子爆弾の被害についての記事は紙面から消えることとなる。

10月中旬以降、各紙が戦争を歴史として捉えた、いわゆる「戦争史」としての連載をほぼ同時期に掲載するようになっていく点に注目してよいであろう。例えば、『朝日』の連載「連合艦隊かくて果つ」では、戦争末期の連合艦隊による戦闘を書き、さらに同紙の連載「潜水艦秘話」では、潜水艦の交戦を論じている。これらの連載は、日米戦争の敗戦過程を分析するものであるが、華やかな戦果や活躍を示したり兵士の戦死を称えたりするような記述もみられ、日本の行った戦争に対し過度な批判は抑えられていた¹³⁷⁾。例えば、「潜水艦秘話」によれば、戦争末期、その沈没率が上昇したことについて「いづこの海とも知れず散り果ててその最期を見届ける者とはなかった」や、回天作戦に大型潜水艦が使用されたことに「開戦以来艦隊綜合作戦に用ひられたわが潜水艦は老多くして功少き悲運に嘆き」など悲壮感を漂わせる記述をしながらも、その一方で、潜水艦部隊は、戦前全国民が世界に誇る存在であったとも記していた¹³⁸⁾。

11月に入ると、戦争史の記事は「真相」の暴露に重点が置かれるようになる。2日には「日本開戦」についての記述が掲載されるが、これは各紙とも一言一句

違わない文章になっており¹³⁹⁾、GHQの指示で掲載されたものと推測される。また、9日『毎日』では非情な日本軍像¹⁴⁰⁾に比し、フィリピンの報道と同様、温情深い米軍像¹⁴¹⁾を読者に暗示しながら沖縄戦の内実について書かれ、「戦争ほど嫌なものはない」との戦争嫌悪感が強調されている¹⁴²⁾。さらに、『読売』には、「日本崩壊史の断面 軍閥ファッショを衝く」と題する連載記事が登場する。そこでは真崎甚三郎の更迭から大東亜戦争に至るまで、軍部が暗躍した歴史の「真相」が述べられ、「軍閥が日本を破滅に導いた」ことが強調されていた¹⁴³⁾。

12月に入ると、8日から各紙とも一斉に「太平洋戦争史」と題した連載を開始する。これはGHQにおいて宣伝・啓蒙活動を担ったCIEによる、日本の戦争責任（特に開戦責任）をアピールするキャンペーンの最も象徴的なものであった¹⁴⁴⁾。これ以降、12月以前に見られたような、戦争史を取り上げる特集は見られなくなる。したがって、「太平洋戦争史」は満洲事変以降の歴史の決定版としての意義を持ち、これ以降、戦争史に関する議論は必要とみなされなくなったと考えられる。

2 戦争責任

本節では、敗戦直後から新聞各紙において展開された、戦争責任の議論について検証する。その内容は、敗戦に対する責任を問うもの（敗戦責任）と、戦争を行ったこと自体に対する責任を問うもの（開戦責任）の2つに分けることができる。敗戦直後は、敗戦責任の議論が主流であったのに対し、GHQの占領政策が進むにつれて次第に開戦責任のみが論じられるようになっていく。また、12月から国内において戦争犯罪人の裁判が始まるにつれて、責任追及の議論は相対的に低下し、公判へと注目が移っていく。

(1) 戦争責任をめぐる議論

まず、8月21日『朝日』は「われら国民はむろん官界人の責任のみを問うて事足りりとするものではないが、(中略)国政指導の任にあたる官吏はいかにあるべきかにつき三思する必要がある¹⁴⁵⁾」と述べ、敗戦について、より重い責任は官僚にあるものの、国民にも責任の一端があることを示唆していた。また、28日『毎日』には、石原莞爾が「国民また等しく直視するところの敗戦の最大原因は一に『国民道義の頹廢』にあった¹⁴⁶⁾」と、国民倫理に敗戦の責任を帰する見解を掲載している。さらに、各紙は30日、東久邇宮首相による日本再建の指針に

関する声明を報じているが、東久邇宮は敗因について、ソ連の参戦と原爆投下のほかに、石原同様「国民道義の低下」を挙げていた¹⁴⁷⁾。この時期においては、「敗戦責任は全国民に帰する」との言説が一般的であったことがわかる。

9月に入ると、開戦責任に主眼を置いた議論が徐々にされるようになる。18日『朝日』は「戦争責任と国民の態度」と題する記事の中で、戦争が起きた責任は軍部・右翼によるものであると戦争責任の所在を示している¹⁴⁸⁾。同紙22日の社説「戦争の責任果たして如何」も、負け戦と知っながら国民を焚きつけた指導者や、彼らによる「公然たる組織的テロ」「国民の政治的自由の抑圧」を批判している¹⁴⁹⁾。

GHQによる占領統治が本格化する10月に入ると、様々な主体の戦争責任が、特に開戦責任を中心に問われるようになる。11月6日にGHQより財閥解体の方針が発表される前後を通じ、財閥が、軍や政府と結託し巨利を得ていた責任が問われ、批判された。例えば、『毎日』は、「財閥」と題する特集を組み、「巧妙に政府と連繋 戦争を利用した飛躍的な肥満 年所得四家で四千万円」と財閥一族の所得を示したり、財閥が自己に有利な政策を強要したことを指摘していた¹⁵⁰⁾。

議員や議会の責任については、衆議院の戦争責任をめぐり意見書が出されたことが報じられるなど、議員の責任が問われるようになる。例えば『朝日』は、15名の代議士が議長に意見書を提出したことを報じ、その中では、自主的革新が行われている軍閥、財閥、言論界に対して、無反省な議員の態度は遺憾であり、責任を取るべきとしていた¹⁵¹⁾。『朝日』は関口泰の「総選挙を早くせよ 現行制でも実施 議員は総辞職、出直せ」との論説を掲載し、衆議院の会派や代議士個人、各々が責任を取るべきと主張している¹⁵²⁾。

こうした状況下、『朝日』『読売』は、新聞の戦争責任にも言及し始める。『朝日』は社説で「新聞の戦争責任清算」と題し、同紙が近衛体制運動以降に政府と歩調を共にするのやむなきに至り、三国同盟成立にすら批判しなかったのは承詔必謹の精神に基づくとはいえず「痛恨正に骨に徹するものありといつても過言ではない」とし、自らの旧殻を破碎することを告げている¹⁵³⁾。『読売』も「弾圧の下にあつたとはいへ」戦争の拡大に果たした責任は大きいと述べている¹⁵⁴⁾。一方で、『毎日』は「硯滴」で、新聞の戦争責任について、「支那事変以来の新聞に、最も不満を感じてゐたものは、読者よりも寧ろ新聞社であつた」とし、「総力戦の武器」として利用されたことを強調している。そして、生活費を稼ぐ目的以外で戦争のために働く意識を持ったならば、自己の戦争責任を痛感しなければならない

が、「新聞記者の地位に自由性が少ければ少い程、その責任も軽くなる」と弁明している¹⁵⁵⁾。このように、新聞は、自らの戦争責任に言及しながらも、弾圧による被害者としての側面を滲ませる傾向にあった。

この時期からは指導者個人に対する責任追及の議論も現れ、特に近衛文麿に対する批判が多く見られるようになる。10月下旬、近衛は政治的責任を取るため自身の爵位拝辞を表明したが、各紙はこれを免罪とは捉えず、むしろ近衛の責任を追及する論を加速させた。例えば『朝日』の社説は、自身の責任を自覚せずに天皇退位など思慮の浅い言動・行動を繰り返す近衛を痛烈に批判し、支那事変、新体制運動、三国同盟、大東亜戦争の責任についても、近衛の優柔不断に重大な責任を帰している¹⁵⁶⁾。『毎日』も「硯滴」で、大東亜戦争に反対で日米交渉における努力を評価するなど擁護する向きも見られたが、近衛内閣の責任追及の必要を述べている¹⁵⁷⁾。『読売』でも同様に近衛の責任に言及すると同時に、責任を問われると近衛が平然として一切の責任を軍部に押し付けている態度に対して論難していた¹⁵⁸⁾。12月16日、近衛は服毒自殺をし、翌17日に各紙がこれを報じることとなる。自殺を受けての近衛に対する評価は、『毎日』が「戦争に巻き込まれた平和論者」¹⁵⁹⁾としているのに対し、『朝日』は従前同様に社説で彼の重大な戦争責任を指摘している¹⁶⁰⁾など、各紙一様ではなかった¹⁶¹⁾。

これらに加えて、美術家の戦争責任に関する応酬があったことは興味深い。まず『朝日』の「鉄箒」における宮田重雄の「美術家の節操」という論説は、陸軍美術協会を牛耳り、ファシズムに加担した藤田嗣治、鶴田吾郎に対して謹慎すべきと主張した¹⁶²⁾。これに対し、鶴田は25日の同コーナーで、国民だから協力させられたのは当然であると述べ、これは美術家一部のことでなく日本自身の転身であると反論している¹⁶³⁾。また藤田も、元来画家は平和愛好者で軍国主義者ではないとして宮田に明確に異を唱えていた¹⁶⁴⁾。

11月に入ると、従前とはやや異なる論調が現れるようになる。1日や4日の『読売』は、平和国家建設のため戦争責任者を追及することの意義を述べている¹⁶⁵⁾。5日『朝日』や9日『読売』にも、「戦争責任者の追及はアメリカがやるべきことではない。日本国民自らが糾明にあたることで民主主義的日本に繋がる」など、日本国民に戦争責任者の追及を促す記事が登場する¹⁶⁶⁾。また、29日『読売』の山川均の論説も、戦争責任の糾明は人民自らで処断すべきと主張している¹⁶⁷⁾。こうした記事は、東京裁判を始め戦犯を裁く裁判の開始を目前に控え、その影響を受けてのものであるが、当時の日本国民が戦争責任者の追及に対して消極的で

あった、あるいは関心が低かったことを逆に示していたともいえよう。しかしながら、こうした論調は、横浜で開かれるB、C級戦犯の裁判に注目が移るにつれて見られなくなる。

12月1日、各紙は帝国議会本会議における戦争責任の議論を大きく取り上げている。共通して注目しているのは、責任は政治家や言論人にも及ぶ可能性があり、また軍人であるからといって必ずしも責任があるわけではないという点である¹⁶⁸⁾。東京裁判を控え、GHQから逮捕命令が出される前後を通じ、議員や軍人の責任が及ぶ範囲に強い注目が集まっていた。2日の紙面においては、「傍観者」にも責任があるとする作田高太郎の演説¹⁶⁹⁾や、軍閥に迎合した議員に責任があるとする安藤正純の主張¹⁷⁰⁾が取り上げられている。また、政党や議員個人によって責任の重さは異なり、公民権の停止も必要と主張する水谷長三郎の意見も紹介された¹⁷¹⁾。その一方で、同一紙面上では無所属議員の有志によって全議員が辞職すべきとの決議案が提出されたことも取り上げられる¹⁷²⁾などしており、議論は錯綜していた。

このほかにも、戦争責任に関する記事はいくつか見られる。『読売』は、戦争責任の区別について、10日の記者らによる座談会記事「議会の戦争責任究明」において言及している。そこでは敗戦に対する責任と戦争そのものに対する責任（開戦責任）という区別が話題にされ、前者も後者へ帰属すると結論づけられている¹⁷³⁾。『朝日』も14日の社説において、敗戦の事実ではなく戦争そのものに対する批判が必要であると述べるようになる¹⁷⁴⁾。いわゆる敗戦責任と、「平和に対する罪」すなわち開戦責任とでは、明らかに後者が重要視されていることが見て取れる。

2日、GHQから戦争犯罪容疑者59人の逮捕命令が出され、4日には各紙がこれについて逮捕者一人ひとりの略歴とともに報じている。6日には追加逮捕の命令が出され、これによって近衛や木戸ら9名も逮捕されることとなる。各紙は翌7日にこれを一斉に報じている。これらの報道を受け、『読売』は、逮捕された容疑者の自宅を訪問し、その家族にインタビューする企画を行っている。取材対象となったのは東條英機、鈴木貞一、賀屋興宣であり、その内容は、彼らの逮捕後も戦時利得によって裕福な暮らしをしているとして家族を厳しく批判する主旨のものであった¹⁷⁵⁾。

翌年1月にも戦争責任を論じる記事は存在するが、その数は多くない。『読売』では、長谷川如是閑と馬場恒吾の新春対談において、日本の敗戦理由について議

論されている。長谷川は、戦争の秘密主義的、封建制的側面を指摘し、戦争を起こしたことにそもそもの敗因があったと指摘している¹⁷⁶⁾。この時期には、後述するように東京裁判も開廷が近づいており、主な関心はすでに裁判へ移っていたといえよう。

(2) 裁判

12月17日からは、B、C級戦犯の裁判が横浜で開かれることとなる。これに先立ち、各紙は15日に、裁かれる予定の5人の罪状を紹介している。また11日『毎日』には、横浜裁判所の外観、内装の写真も掲載されており¹⁷⁷⁾、国内で行われる初の軍事裁判に高い関心が寄せられていたことがわかる。16日の各紙は、翌日から土屋達雄の審理が開始されることに言及している。『朝日』によれば、この裁判は「東条大将らの大物犯罪人に対する裁判の序幕」¹⁷⁸⁾と位置づけることができ、中でも最初の土屋の審理は、その後の軍事裁判の方向性を明らかにするものといえるため、とりわけ注目されていたと考えられる¹⁷⁹⁾。

土屋の公判が始まると、各紙はその内容を継続的に報道することとなる。検察、弁護人の主張、土屋の様子などについての詳細な記述が中心であるが、裁判が公正に進められていることを強調する記事や、文言が散見されることは注目に値する。その最も顕著な例が、20日『朝日』の「法廷の印象記」と題された記事である。そこでは裁判における証拠をめぐる弁護人と検察の応酬が紹介され、その進行が専断的ではないことが解説されている¹⁸⁰⁾。27日に判決が出され、翌28日に各紙がこれを報じる際にも、同様の傾向がある。例えば『毎日』では、記者による裁判の印象が語られており、全体として平衡のとれた公平な裁判であったと締めくくられていた¹⁸¹⁾。

また、翌21年1月になると、極東国際軍事裁判の開廷が近づき、裁判条例が取り決められたことなどの報道が増加した。『読売』は社説で「裁判条例は公正なる審理を確保すべき手続きが規定されており、日本の圧政者たちが課した暗黒裁判」¹⁸²⁾とは大違いであると持ち上げ、『毎日』も「東京国際軍事裁判条例第6条但書の刑の軽減に関する規定は、ドイツの裁判にはないものであり、公正妥当な規定」¹⁸³⁾であるとする横田喜三郎の解説記事を掲載している。横浜裁判と同様に、東京裁判の公正さを強調する見解は注目すべきであろう。

以上からわかるように、国内の戦犯裁判とその公正についてはメディア及び世論から大きな関心が寄せられていた。戦争犯罪人に関する報道について、CIEは

細かな指導を行い、またメディアもこれに自主的な同調姿勢を見せていた¹⁸⁴⁾。このことを踏まえれば、土屋の公判や東京裁判の紹介を通じて見られた報道姿勢は、GHQの言論統制下における、ある程度意図的なものであったと考えられる。

結 語

以上、敗戦直後、GHQの占領統治が進む中、新聞各紙がどのような報道を行っていたかを追ひ、その紙面分析を通じ、敗戦直後を世相や世評を浮き彫りにしてみた。

第I章では、進駐軍に関する記事を中心に検証した結果、関連の報道については、8月28日の進駐軍上陸前後と、9月12日の進駐軍による言論統制前後という2つの転換があった。まず、8月28日以前は、未だ見ぬ進駐軍に対する危機感や不安が読み取れる記事が多く見られた。また、進駐軍上陸から言論統制が本格化する前までは米兵の犯罪報道、トラブルを未然に防ぐよう警戒が促されながら、米兵・進駐軍上層部に好印象を抱く記事が共存していた。9月12日の言論統制以降は、9月19・20日『朝日』の発刊禁止処分の影響を受け、米兵による犯罪の報道が殆ど見られなくなる。その一方で、米兵・進駐軍上層部に好印象を抱くような美談やエピソードが多く掲載されたが、そこでは、日本及び日本人を卑下してGHQに迎合する側面も散見された。

第II章では、天皇をめぐる報道に注目し、まず、玉音放送やマッカーサーとの会見、行幸などの動きに注目し、主に天皇陛下個人についての報道の特徴を検証した。特に、昭和天皇や特定の皇族個人に対する批判はなく、むしろ国民から敬われ慕われる様子や、戦争責任をめぐり批判ではなく擁護する記事を確認できた。次に、そうした昭和天皇個人の取り上げ方とは対照的に、制度としての「天皇制」に対する批判が時期を追うにつれて厳しさを増していく過程を分析した。特に、「天皇制」への批判は、当初は海外から行われ、その後、左派系の政党や言論人により行われるようになったことや、政治的な視点だけでなく、経済的さらには歴史的視点へと拡散していったことが明らかとなった。このように、敗戦後に展開された天皇及び皇室に対する批判の対象は、あくまでも制度としての「天皇制」が多く、昭和天皇や特定の皇族個人に対する批判は少なかったことを明らかにした。

第III章では、民主主義、共産主義、社会主義など、戦後導入、あるいは再生さ

れた考え方をめぐる各紙の論調を紹介し分析した。民主主義については、その概念を連載や特集を通して広める試みが行われたが、敗戦当初に主唱された国体を基にした日本的民主主義が、占領統治の本格化と左派の論陣台頭により否定されるようになったことがわかった。また、共産主義については、一般社会の中では警戒されながらも、社会主義を含め彼等の動向を各紙とも積極的に報じ、民主化を担う勢力としての期待を抱いていたことが窺えた。

第IV章では、戦争をめぐる各紙の報道に注目し、満州事変以降の戦争史が、10月頃に急増し12月の「太平洋戦争史」に収斂していく様子を追った。次に、戦争責任の議論が敗戦責任から開戦責任へ移り変わり、裁判の開始に伴って下火となったことを確認した。また、原爆に関する報道は、GHQの占領開始とともに姿を消したことも明らかとなった。

以上、進駐軍、天皇、民主主義や共産主義、戦争などの視点から敗戦直後の新聞報道を検証したが、同時代の歴史は、次のような語られ方をするのが一般的であろう。すなわち、戦後にGHQの占領統治が開始されると、日本はその統治を歓迎し、西洋型、さらに言うならアメリカ型の民主化を積極的に受容し、これを推進する一方、戦前、戦時中の軍国主義的な価値観を一掃することで自由で平和な国への転換を果たしたとの解説である。確かに、敗戦の事実は受け入れられ、GHQに対する大きな反乱なども起こらなかった。しかし、これまで論じたように、新聞の論調を追う限り、敗戦が決定するや否や、それまでの日本が全否定されたわけではなかった。勝者に占領され統治されることへの戸惑いはあったが、その一方で、戦前、戦時中の歴史や、それに伴う価値観は維持されていた事実があった。本稿が考察の射程に置いた期間は、序論の中でも指摘したように、その「残滓」が解消されていく過程であり、その実相を明らかにしている。

さらに、ここで「残滓」という表現を使ったが、本稿の検証を通じ明らかになったことは、同時代の日本人はそれら多くを「残滓」と捉えていなかった事実である。戦時中を含め近代日本の歩みの中で形成された、政治、社会、歴史、教育に関する制度や組織、それらをめぐり醸成された文化や価値観を、根こそぎ否定する考えは毛頭なかった。少なくとも、GHQの占領統治が本格化する前までは、それらを維持することを自明とし、さらに、それらには確信に基づく自負さえ抱いていたであろうことを読み解くことができた。その「残滓」は、戦時中の言論統制が継続していたため、あるいは、それだけ戦時中の思想洗脳が徹底されたため、すぐには解消されず維持されたとの解釈も成り立つであろう。しかし、戦前、

天皇機関説を唱え、自著が発禁処分になり貴族院議員の辞職に追い込まれた経歴を持つ美濃部達吉が、明治憲法の廃止どころか、改正の必要もないと考えていたことに象徴されるように、決して「残滓」と捉えていなかったことがわかる。

その一方で、GHQが、これらの「残滓」に当惑し、苛立ちさえ感じたであろうことは想像に難くない。彼らは、その解消を強力で推し進めるべく、種々の指令や命令を発出し、戦争の時代を含めた近代日本を否定した上での民主化実現を目指した。戦後日本の現代に至るまでの言論空間は、その延長線上に形成されていると言ってよいであろう。しかし、戦後「負の遺産」として批判の対象となる事柄を、敗戦直後の日本人はそうには捉えず、むしろ維持しようとした事実が重く、より注目し慎重に吟味する必要があるのではないだろうか。本稿が、そうした視点に立つ、新たな歴史解釈の契機を提供し、その一助になるのであれば幸いである。

なお、本稿は、玉井ゼミが三田祭に発刊する、近代日本政治資料②『敗戦直後の日本のマスメディア』を基に作成されている。紙幅の都合上、その内容は大幅に割愛している。

- 1) 先行研究として、江藤淳『占領軍の検閲と戦後日本 閉ざされた言語空間』(1994年、文春文庫)、山本武利『占領期メディア分析』(1996年、法政大学出版局)、有山輝雄『占領期メディア史研究 自由と統制・1945年』(1996年、柏書房)などがある。
- 2) 有山輝雄『占領期メディア史研究 自由と統制・1945年』(1996年、柏書房)、67頁。
- 3) 江藤淳は、「日本占領中米占領軍が行った新聞、雑誌等の検閲の実態を、できるだけ明らかにしたい」との問題意識の下、戦後直後の新聞を検証している。GHQの検閲政策の形成過程と、検閲の実施について詳説したうえで、それらが日本人の心に与えた影響についての所見を述べている。
- 4) 山本武利は敗戦直後の新聞について、GHQの検閲全体の流れについて詳説する。「GHQやマッカーサーは占領期にも、その後も、日本の民主化、非軍国主義化の政策を推進し、メディアの自由の浸透に貢献した功績を強調している」と、GHQやマッカーサーが日本国民の思想の転換を図り、自賛したことを指摘している。ただし山本の研究の主眼は、朝日新聞発行停止や読売争議との連関の中の新聞の紙面分析である。
- 5) 有山輝雄『占領期メディア史研究 自由と統制・1945年』(1996年、柏書房)、288頁。
- 6) 「米紙とのインタビューでマッカーサー連合軍最高司令官、日本は「第4等国」

- に下落したと語る」(『毎日』昭和20年9月14日1面)。
- 7) 「現状概して満足 手ぬるしとはならず 占領政策、マ元帥特別声明」(『朝日』昭和20年9月16日)。
 - 8) 「対日施策を動かす人々 マッカーサー司令部の三局長」(『朝日』昭和20年10月7日朝刊2面)。
 - 9) 「対日連合 管理会議考えず トルーマン大統領言明 艦艇処分は賠償会議で」(『朝日』昭和20年9月28日1面)。
 - 10) 「マ元帥の日常/仕事はその場で 護衛もなし 簡易で質素」(『毎日』昭和20年10月23日朝刊2面)。
 - 11) 「マ元帥への投書 戦争犯罪人処罰・配給制改訂等 一ヶ月余りに三百通」(『毎日』昭和20年10月15日朝刊2面)。
 - 12) 「子犬ミッキー君の出世譚 野良を出てマ元帥令息のお友達」(『読売』昭和20年10月5日朝刊2面)。
 - 13) 一方、同紙ではマッカーサーと日本が対等に渡り合うことへの希望を示唆する論説も掲載されている。馬場恒吾が「敗戦と勝海舟」と題し、マッカーサーと「肝胆相照す人物出でよ」と論じているのは、その典型であろう。日本の指導者とマッカーサーとの会見が「例へば江戸城明け渡し前の勝海舟と西郷隆盛の会見の如きものがあつて欲しい」との希望が書かれている。「敗戦と勝海舟 馬場恒吾/民主は自尊心からマ元帥と肝胆相照す人物出でよ」(『読売』昭和20年10月23日朝刊1面)。
 - 14) 「軍国主義者を教壇から追放」(『朝日』昭和20年11月1日朝刊1面)、「軍国教育者を即時追放」(『読売報知』昭和20年11月1日朝刊1面)、「軍国主義教員罷免復員軍人も一時教職から除外」(『毎日』昭和20年11月1日朝刊1面)。
 - 15) 「軍国主義者を教壇から追放」(『朝日』昭和20年11月1日朝刊1面)。「軍国教育者を即時追放」(『読売』昭和20年11月1日朝刊1面)。「軍国主義教員罷免復員軍人も一時教職から除外」(『毎日』昭和20年11月1日朝刊1面)。
 - 16) 「四大財閥の解体に清算機関を設立最高司令部指令」(『朝日』昭和20年11月7日朝刊1面)。「財閥の支配権完全に剝奪経済自由への道途」(『読売』昭和20年11月7日朝刊1面)。「企業独占を完全一掃国際諸契約も禁止政府計量即行を指令」(『毎日』昭和20年11月7日朝刊1面)。
 - 17) 「マ元帥とキーナン氏」(『朝日』昭和20年12月9日朝刊2面)。
 - 18) 「マ元帥夫人が命名」(『朝日』昭和20年12月19日3面)。
 - 19) 「国技館・日比谷公会堂も引き渡し マッカーサー司令部が米第8軍使用のため指令」(『毎日』昭和20年12月23日2面)。
 - 20) 「上陸する米兵たちよ 守れ厳重な規律」(『朝日』昭和20年8月20日2面)。
 - 21) 「米陸軍、復員に大童 来年6月迄に450万帰還」(昭和20年8月20日1面)。
 - 22) 「政府の指示通り忠実に行動せよ」(『毎日』昭和20年8月22日2面)。
 - 23) 同記事中において、「わが国とドイツの相違は降伏条件の調印にも現れる、即ちドイツの場合は降伏条件をつきつけられドイツ側がこれに調印しただけであつた

- が、わが國の場合はこちらにも調印し向うもマッカーサー以下全委員が調印し対等な協定の形をとることであらう」と、日米対等であるかのような印象を与える解説もされていた。また、12月末の『朝日』の記事は、日本国民の進駐軍への妬みが看取できる内容であった。日光ホテルが進駐軍に接收され、米兵が多くスキー場でスキーを楽しんでいることについて、スキーヤーにとって「恨めしい」と表現している。進駐軍や米兵については基本的にポジティブな描かれ方がされているなかで、非常に婉曲ながら、あるいは数は少ないものの国民の進駐軍に対する不満を読み解く記事を見出すこともできる（「スキーヤーに恨めしい冬 農村客と進駐軍でどこも満員」（『朝日』昭和20年12月27日朝刊2面））。
- 24) 「進駐は平和裏に毅然、冷静を保て」（『毎日』昭和20年8月23日2面）。
 - 25) 「神奈川県、県下の女子校などに教育方針通告 場合によっては授業を休止・家庭教育に切り替えよ」（『毎日』昭和20年9月5日2面）。
 - 26) 「政府、一般人は星章や錨章をつけないようにと要望 進駐軍兵士との不祥事を避けるため」（『毎日』昭和20年9月9日2面）。
 - 27) 「一部米兵の暴行 抗議提出、注意が肝要」（『朝日』昭和20年9月3日2面）。
 - 28) 「米兵が腕時計強奪」（『朝日』昭和20年9月11日2面）。
 - 29) 「警視庁に報告された米兵の非行は金品の強奪など17件に」（『毎日』昭和20年9月14日2面）。
 - 30) 有山輝雄『占領期メディア史研究 自由と統制・1945年』（1996年、柏書房）。
 - 31) 同上。
 - 32) 9月17日『毎日』では「米君進駐1週間」の特集が生まれ、「話せばわかる進駐米軍」「不祥事は激減」とある。
 - 33) 「東洋経済新報押収」（『朝日』昭和20年10月3日朝刊2面）。
 - 34) 「東京五紙に検閲拡張実施」（『毎日』昭和20年10月6日朝刊1面）。
 - 35) 「自由の新聞確立 聯合軍司令部注意を喚起」（『朝日』昭和20年10月26日朝刊1面）。
 - 36) 「親子射殺の米兵に懲役十年」（『読売』昭和20年10月5日朝刊2面）。
 - 37) 「米兵暫く酒場とお別れ」（『朝日』昭和20年10月11日朝刊2面）。
 - 38) 「米兵は何を考えている」（『朝日』昭和20年9月12日朝刊2面）。
 - 39) 「無電が取持った日米交驛 “あなた、タローか” アマチュア技師、念願の対面」（『朝日』昭和20年10月2日朝刊2面）。
 - 40) 「誠意溢る米軍の態度 メレヨン島の皇軍帰還」（『朝日』昭和20年10月3日朝刊1面）。
 - 41) 「朝鮮から一万名 連合国輸送船等で復員／米兵の心やり 大陸から病院船帰る」（『朝日』昭和20年10月15日朝刊2面）。
 - 42) 「点晴」（『読売』昭和20年10月1日朝刊1面）。
 - 43) 「米軍 MP 活躍／黒人兵強盗を快速検挙 蔭に沈着日本婦人の協力／深まる町民の信頼感」（『読売』昭和20年10月6日朝刊2面）。
 - 44) 「米海兵隊の武士道 サイパンで割腹の斎藤中将の埋葬式」（『読売』昭和20年10

- 月21日朝刊2面）。
- 45) 「位は少尉・高い教養 街を彩る米軍看護婦」（『朝日』昭和20年10月10日朝刊2面）。
 - 46) 「建設／駐屯軍を見習へ」（『毎日』昭和20年10月13日朝刊2面）。
 - 47) 「社説／国民の反省」（『読売』昭和20年10月1日朝刊1面）。
 - 48) 木村毅「鉄箒／希望すること」（『朝日』昭和20年10月12日朝刊2面）。
 - 49) 石川達三「日本再建の為に」（『毎日』昭和20年10月1日）。
 - 50) 「社説／選挙法を活かすのは誰か」（『朝日』昭和20年10月29日朝刊1面）。
 - 51) 「社説／厳格公正なる輸入指令」（『毎日』昭和20年10月12日朝刊1面）。
 - 52) 「青鉛筆」（『朝日』昭和20年10月11日朝刊2面）。
 - 53) 『毎日』にアメリカ人ジャーナリストで当時UP極東支配人であったマイルス・ヴォーンによって寄稿された占領政策に関する評論は例外であるかもしれない。彼は、米軍の日本占領は「軍史上最も輝かしい功績の一つ」であり、「無愛想且つ猜疑的であつた日本人をマッカーサー元帥を征服者といふよりはむしろ解放者として歓呼する熱心な協力者にまで変化させた」と日本人の精神の改造に称賛した上で、前途には幾多の困難があると食料や財政の問題などを具体的に挙げながら指摘している。「占領二ヶ月の日本／駐屯は最低十年間 残存、潜在する危険物 “国民性” 前途に尚幾多の困難」（『毎日』昭和20年10月21日朝刊1面）。
 - 54) 「社説／虚脱から立ち上がれ」（『朝日』昭和20年10月30日朝刊1面）。
 - 55) 「天声人語」（『朝日』昭和20年10月31日朝刊1面）。
 - 56) 「御詔勅を胸奥に すべてを國體護持へ」（『朝日』昭和20年8月15日朝刊2面）、「過去を肝に銘し前途をみよ」（『毎日』昭和20年8月15日朝刊1面）、「大御心に帰一せん」（『読売』昭和20年8月15日朝刊1面）。
 - 57) 「二重橋前に赤子の群 立上る日本民族」（『朝日』昭和20年8月16日朝刊2面）、「忠誠足らざる」を詫び奉る」（『毎日』昭和20年8月16日朝刊1面）、「玉音曇らせ給ふ全国土・熱涙に震ふ」（『毎日』昭和20年8月16日朝刊1面）。
 - 58) 「財団法人設立に畏し大御心 金一封下賜の御沙汰」（『読売』昭和20年8月26日朝刊1面）。
 - 59) 「天皇の戦争責任論、米議会の論調は消極的」（『毎日』昭和20年9月22日朝刊1面）。
 - 60) 「天皇陛下、マッカーサー元帥御訪問 27日アメリカ大使館にて謹写」（『朝日』昭和20年9月29日朝刊1面）。
 - 61) 「歴史的会談 天皇、マッカーサー連合軍最高司令官と会談」（『毎日』昭和20年9月29日朝刊1面）。
 - 62) 「天皇陛下、マッカーサー元帥御訪問 27日米大使館にて謹写」（『読売』昭和20年9月29日朝刊1面）。
 - 63) 「真珠湾作戦の詳細に聖上御関与なし 東久邇宮殿下御回答」（『毎日』昭和20年10月10日朝刊1面）、「聖上、作戦の詳細に 御関与あらせられず 米人記者へ東久邇宮殿下御回答」（『朝日』昭和20年10月9日朝刊1面）。

- 64) 「復興に借款要請 教育委制度を抜本改革」(『毎日』昭和20年10月10日朝刊1面)
- 65) 「鉄箒 微臣の衷情」(『朝日』昭和20年10月21日朝刊2面)。
- 66) 「天皇陛下、伊勢神宮に行幸」(『朝日』昭和20年11月13日朝刊1面)、「両御陵に御親拝 聖上けふ還幸の御途へ」(『読売』昭和20年11月15日朝刊1面)。
- 67) 「国民の心をご身近に、関西行幸天皇陛下の御感慨」(『毎日』昭和20年11月22日朝刊2面)。
- 68) 同上。
- 69) 「社説 祖国再建の年たらしめよ」(『毎日』昭和21年1月1日朝刊1面)。
- 70) 「社説 新日本史の編纂」(『毎日』昭和21年1月3日朝刊1面)。
- 71) 「敗戦の祖国に寄す」(『朝日』昭和20年9月9日朝刊1面)。
- 72) 「政変の理由に米英世論硬化 護国の鍵・自由意思」(『毎日』昭和20年10月10日朝刊1面)。
- 73) 「憲法に帰着する限り天皇の研究は自由 文相言明」(『毎日』昭和20年10月11日朝刊1面)。
- 74) 「天皇制の存廃は国民投票に問え」(『読売』昭和20年11月6日朝刊1面)。
- 75) 「天皇は国の中心」(『朝日』昭和20年11月30日朝刊1面)、「超然天皇の存在」(『読売』昭和20年11月30日朝刊1面)。
- 76) 「憲法会議の奏請 米紙論ず改正の最良方途」(『毎日』昭和20年10月30日朝刊1面)。
- 77) 「金・資材根こそぎ、天皇陛下の私有財産も押収」(『読売』昭和20年11月2日朝刊1面)。
- 78) 「皇室財産を凍結」(『朝日』昭和20年11月21日朝刊1面)。
- 79) 「社説 天皇制論議の自由」(『読売』昭和20年12月7日朝刊1面)。
- 80) 「総選挙に臨む 各派政策討論会⑨」(『朝日』昭和20年12月24日朝刊1面)、「総選挙に臨む 各派政策討論会⑩」(『朝日』昭和20年12月25日朝刊1面)。
- 81) 「近代日本総合年表 第四版」350頁。
- 82) 同上346頁。
- 83) 同上348頁。
- 84) 若山淳四郎「天皇制の解明」(『毎日』昭和21年1月10日朝刊1面)。
- 85) 「民主体制の強力展開」(『毎日』昭和21年1月9日朝刊1面)。
- 86) 「民主体制の強力展開」(『毎日』昭和21年1月7日朝刊1面)。
- 87) 「社説 皇室財産の放出を切望す」(『毎日』昭和21年1月29日朝刊1面)。
- 88) 鈴木安蔵「天皇制の解明」(『毎日』昭和21年1月16日朝刊1面)。
- 89) 「日本歴史の再検討」(『読売』昭和21年1月6日朝刊1面)。
- 90) 「ポツダム宣言検討 冷厳、敗戦国の現実 識れ四国の意図 ここに再建日本の道／“民主主義の再生”を意図」(『読売』昭和20年8月20日朝刊1面)。
- 91) この記事に対して有山輝雄は「宣言に謳われている非軍国主義化、民主主義、自由化などの理念についての解説記事はまったくない。(中略)おそらく、ポツダム宣言の報道は必要最低限にとどめ、その内容への論及は意図的に避けてい

- る」と解説している(前掲、『占領期メディア史研究 自由と統制・1945年』)。
- 92) 他の参加者は西山勉、伊藤道郎、本社の細川編集局長。
- 93) 「アメリカ民主主義 本社座談会」①～④(『朝日』昭和20年10月2～5日朝刊2面)。
- 94) 白神勤「新日本建設の構想 最優秀論文／日本におけるデモクラシー」上、中、下(『毎日』昭和20年10月29～31日朝刊1面)。
- 95) 「政治の再建とデモクラシー 本社座談会」一～四(『読売』昭和20年10月1～4、6日朝刊1面)。
- 96) 「“武装なき国”スウェーデン／住よい文化国家 貧民もなく富者もなし」(『朝日』昭和20年10月18日朝刊2面)。
- 97) 「自治生活が「民主」の源 スイスに学ぶ官僚独善の追放」(『朝日』昭和20年10月25日朝刊1面)。
- 98) 細川嘉六「わが民族躍進の大道」(『朝日』昭和21年1月3日朝刊1面)。
- 99) 横田喜三郎「“日本的”民主主義」(『毎日』昭和21年1月1日朝刊4面)。
- 100) 郭沫若「日本人に寄す」(『毎日』昭和21年1月3日朝刊1面)。
- 101) 「新党運動嫌悪 目論む“人民戦線”外人記者、獄中の共産主義者訪問」(『読売』昭和20年10月3日朝刊2面)、「釈放後、活発な運動再開 米記者、獄中の共産主義者訪問」(『毎日』昭和20年10月4日朝刊2面)。
- 102) 「潑刺とした“民族演劇”へ 出獄の喜びを語る土方与志氏」(『朝日』昭和20年10月11日朝刊2面)、「逃避、獄舎の十三年 晴れて祖国と対面 出獄の土方与志氏の感慨」(『毎日』昭和20年10月10日朝刊2面)、「劇壇に再起 土方氏五年ぶり母堂と晴れて対面」(『読売』昭和20年10月11日朝刊2面)。
- 103) 「出獄者歓迎会 共産派の氣勢」(『朝日』昭和20年10月11日朝刊1面)、「飛行館で人民大会 労農者の解放叫ぶ徳田氏ら遂に顔見せず」(『毎日』昭和20年10月11日朝刊2面)、「帝都に翻る赤旗 徳田氏ら出獄歓迎デモ」(『読売』昭和20年10月11日朝刊2面)。
- 104) 「現内閣の退陣要求 民主戦線結成へ拍車 野坂氏歓迎国民大会」(『朝日』昭和21年1月27日朝刊1面)、「民主戦線の機熟す」(『毎日』昭和21年1月27日朝刊1面)、「民主戦線今や成る! 野坂参三氏歓迎国民大会の歓呼」(『読売』昭和21年1月27日朝刊1面)。
- 105) 荒畑寒村「自主的な労働組合法を／再び闘争に立つ 既に亡びたり産報主義」(『読売』昭和20年10月16日朝刊1面)、「これからの労働組合 加藤勘十氏にきく／全国一産業一組織へ まづ職場単位の結合を」(『読売』昭和20年10月31日朝刊2面)。
- 106) 「回顧と展望 国際情勢」(『読売』昭和20年12月28日朝刊1面)。
- 107) 「回顧と展望 財政・経済」(『読売』昭和20年12月30日朝刊1面)。
- 108) 今井登志喜「社会主義と無政府主義」(『毎日』昭和20年11月5日朝刊2面)。
- 109) 「会衆も応援 社会党の本社闘争批判演説会」(『読売』昭和20年10月30日朝刊2面)。

- 110) 「社説／何派の政策を是とすべきか」(『毎日』昭和20年12月14日朝刊1面)、「社説／人民戦線に就て」(『朝日』昭和20年12月27日朝刊1面)。
- 111) 「社説／民主勢力結集の新段階」(『読売』昭和21年1月14日朝刊1面)、また第Ⅲ章でも述べたように、社会党と共産党の共同闘争をめぐって両党の間に起きた不和については、3紙全てが報じている。
- 112) 「共産党の演説中止 常磐炭鉱罷業講演会 進駐軍が注意」(『毎日』昭和20年10月31日朝刊2面)。
- 113) 「社説／社会党への期待」(『毎日』昭和20年11月3日朝刊1面)。
- 114) 有山輝雄『占領期メディア史研究 自由と統制・1945年』柏書房、1996年、238頁。
- 115) 有山・前掲著、247頁。
- 116) 「比島民心の離反山下大将比島敗戦を語る」(『朝日』昭和20年10月14日朝刊2面)、「比島敗戦の三因マニラ落城は未教育兵のため山下奉文大将語る」(『毎日』昭和20年10月14日朝刊2面)、「マニラ最後の防衛に邦人」(『読売』昭和20年10月14日朝刊2面)。
- 117) 「わが軍と別れて地獄脱出の思い 船中で聴く“比島暴状”」(『朝日』昭和20年10月29日朝刊2面)。
- 118) 「山中で飢に泣く ダバオから引揚げの女子」(『毎日』昭和20年10月26日朝刊2面)。
- 119) 「部下特攻隊を置き去り 帰国した富永指揮官 生きてた佐々木伍長の嘆き」(『朝日』昭和20年10月26日朝刊2面)、「裏切られた特攻隊員 悲しき戦記の一騎／司令官に置去られ 断腸・山中で自滅 比島の航空戦“生きてる神鷲”悲話」(『読売』昭和20年10月26日朝刊2面)。
- 120) 「ルソン作戦の全貌／山下大将の智謀空し 惨憺無防備に潰ゆ 四十万の兵力も遂に七万に減る」(『読売』昭和20年10月25日朝刊2面)。
- 121) 「日本の満洲独占遺憾 石原中将、中国記者へ回顧談」(『朝日』昭和20年10月7日朝刊1面)。
- 122) 「避け得た日支事変 本当の日本は道義の国、信義の国 宇垣大将、米記者に語る」(『朝日』昭和20年10月24日朝刊2面)。
- 123) 「真珠湾前夜／軍閥悪史の序章湾口の隠密監視も 米電探に暴露さる」(『読売』昭和20年10月30日朝刊2面)。
- 124) 「遅らされた宣戦布告 真珠湾攻撃に断 真相を語る永野元帥」(『朝日』昭和20年10月27日朝刊2面)。
- 125) 例えば、「焦土に見る全日本人の悲憤、廣島にて」(『読売』昭和20年8月11日朝刊1面)。
- 126) 有山・前掲著、85頁。
- 127) 「一瞬に廣島変貌」(『朝日』昭和20年8月12日朝刊1面)。
- 128) 「特徴は垂直爆風圧上方の遮蔽が大切」(『毎日』昭和20年8月9日朝刊1面)。
- 129) 「海底のやうな光 原子爆弾の句集に遭って」(『朝日』昭和20年8月30日朝刊

- 2面)。
- 130) 「この世の生地獄」(『毎日』昭和20年8月24日朝刊2面)。
- 131) 「残虐なる敵原子爆弾による広島市の惨状」(『毎日』昭和20年8月19日朝刊2面)、「暴虐原子爆弾・長崎の現状」(『毎日』昭和20年8月21日朝刊1面)。
- 132) 「史上空前の残虐原子爆弾 吊革を握ったまま一閃で全乗客黒焦」(『毎日』昭和20年8月15日朝刊1面)。
- 133) ほかに、「史上空前の残虐“原子爆弾”」(『毎日』昭和20年8月15日朝刊2面)などの記事が存在する。
- 134) 「廣島に取り憑いた“悪霊”」(『朝日』昭和20年8月25日朝刊2面)。
- 135) 「熱傷は全治せず」(『毎日』昭和20年8月25日朝刊2面)。
- 136) 「言語に絶する惨禍 米調査団、広島を視察▽爆裂の瞬間 語る米評論家」(『読売』昭和20年9月11日朝刊2面)。
- 137) 「連合艦隊かくて果つ」①～⑤(『朝日』昭和20年10月13、15～18日朝刊2面)。
- 138) 「潜水艦秘話」上、下(『朝日』昭和20年10月23、25日朝刊)。「毎日」「読売」にも同様に、戦争史の連載が掲載されているが、特に『毎日』に関しては、軍部を批判すると同時に、軍人に対する同情的な記述も見られる(「秘められたる戦記」1～13〈『毎日』昭和20年10月12～14、16～21、23～26日朝刊2面〉、「陸軍最後の日」上、中、下〈『読売』昭和20年10月15～17日朝刊2面〉)。
- 139) 「日本開戦に新事実」(『朝日』昭和20年11月2日朝刊1面)、「日本の開戦に新事実発見」(『読売』昭和20年11月2日朝刊1面)、「御前会議で開戦の重大決定」(『毎日』昭和20年11月2日朝刊1面)。
- 140) 11月15日『朝日』2面「虚偽と陰謀の連鎖軍閥暗躍の歴史真崎甚三郎大将」も、軍閥の行動を批判している。また27日『読売』2面「比島山中の敗走生活」「地下牢に押し込め、餓死さす」も、フィリピン島に送られた報道班員の体験談という形で、戦争時における日本軍の残虐な行為を暴露するものである。なお、この時期、真崎が「軍閥」との表現を使いながらも日本軍を批判する立場から発言していることは興味深い。
- 141) 11月24日『朝日』1面は「アメリカは日米開戦直前まで天皇に親電を発し、戦争回避を訴えていた」と、米國が戦争より平和を希求したことを強調する記事を掲載している。
- 142) 「玉砕沖繩の真相」(『毎日新聞』昭和20年11月9日朝刊1面)。
- 143) 「日本崩壊史の断面 軍閥ファッショを衝く 1～4」(『読売』昭和20年11月10～13日朝刊1面)。真崎の更迭が日本軍の暴走を招く契機になったとの印象を読者に抱かされる記事である。また、同記事には、「ジャーナリズムも万死に値する」のようなジャーナリズム批判も見受けられた。
- 144) 有山・前掲著、247頁。
- 145) 「災ひした出世主義」(『朝日』昭和20年8月21日朝刊2面)。
- 146) 「世界文化の達観と心からの懺悔」(『毎日』昭和20年8月19日朝刊1面)。
- 147) 「敗因は急速な戦力壊滅國ない団結は総懺悔から」(『毎日』昭和20年8月30日

- 朝刊1面)。
- 148) 「戦争責任と国民の態度」(『朝日』昭和20年9月18日朝刊1面)。
- 149) 「社説 戦争の責任、果して如何」(『朝日』昭和20年9月22日朝刊1面)。
- 150) 「財閥」上、下(『毎日』昭和20年10月30、31日朝刊2面)。
- 151) 「衆議院の戦争責任に意見書 十五氏から提出」(『朝日』昭和20年10月27日朝刊1面)。
- 152) 関口泰「総選挙を早くせよ 現行制でも実施 議員は総辞職、出直せ」(『朝日』昭和20年10月2日朝刊1面)。
- 153) 「社説 新聞の戦争責任清算」(『朝日』昭和20年10月24日朝刊1面)。
- 154) 「社説 『新聞』への断罪」(『読売』昭和20年10月25日朝刊1面)。
- 155) 「硯滴」(『毎日』昭和20年10月26日朝刊1面)。
- 156) 「社説 近衛公遂に栄爵拝辞」(『朝日』昭和20年10月27日朝刊1面)。
- 157) 「硯滴」(『毎日』昭和20年10月27日朝刊1面)。
- 158) 「社説 近衛公とその責任」(『読売』昭和20年10月26日朝刊1面)。
- 159) 「近衛文麿公自殺す 昨未明、自邸で服毒」(『毎日』昭和20年12月17日朝刊1面)。
- 160) 「社説 自殺せる近衛公」(『朝日』昭和20年12月17日朝刊1面)。
- 161) このほかにも罪を問われている軍人の出頭、自害、そのほか下された措置が連日事実のみ小さくではあるが伝えられた。『朝日』を例に取ってみると、12月2日「阿部大将出頭」、3日「俘虜虐待の志賀大尉自決」、9日「増田少将自決」、18日「勝野少将、禁錮二ヶ月」、24日「本間中将・起訴未済」、30日「阿部元内相監禁を指令」(いずれも朝刊1面)などが存在する。
- 162) 宮田重雄「鉄箒／美術家の節操」(『朝日』昭和20年10月14日朝刊2面)。
- 163) 鶴田吾郎「鉄箒／画家の立場」(『朝日』昭和20年10月25日朝刊2面)。
- 164) 藤田嗣治「鉄箒／画家の良心」(『朝日』昭和20年10月25日朝刊2面)。
- 165) 「戦争責任者とは何か」(『読売』昭和20年11月1日朝刊2面)、「満洲事変まで遡及、恒久的に継続考慮」(『読売』昭和20年11月4日朝刊1面)。
- 166) 「戦争犯罪者はどう裁くか」(『朝日』昭和20年11月5日朝刊2面)。
- 167) 「戦争責任の究明、人民自らで処断」(『読売』昭和20年11月29日朝刊2面)。
- 168) 「本会議上程纏らず 戦争責任追及決議案」(『朝日』昭和20年12月1日朝刊1面)、「燃る戦争責任追究 決議案上程けふに延期」(『毎日』昭和20年12月1日朝刊1面)、「戦争責任決議持越し 一般質問出尽す」(『読売』昭和20年12月1日朝刊1面)。
- 169) 「傍観者にも責任 作田氏論ず」(『毎日』昭和20年12月2日朝刊1面)。
- 170) 「迎合責任の責重大 安藤氏弁明」(『読売』昭和20年12月2日朝刊1面)。
- 171) 「責任者は公民権を剥奪 水谷氏、自由党案支持」(『毎日』昭和20年12月2日朝刊1面)、「責任平等ならず 水谷氏」(『読売』昭和20年12月2日朝刊1面)。
- 172) 「全議員辞職せよ 無所属 決議案を提出」(『読売』昭和20年12月2日朝刊1面)。

- 173) 「議会の戦争責任究明 政党と議員はどう応へたか」(『読売』昭和20年12月10日朝刊2面)。
- 174) 「社説 戦争批判の理論」(『朝日』昭和20年12月14日朝刊1面)。
- 175) 「戦争犯罪人の留守宅訪問」(『読売』昭和20年12月8日朝刊4面)。
- 176) 「新春対談」(『読売』昭和21年1月4日朝刊2面)。
- 177) 「戦争犯罪 国内初の公判」(『毎日』昭和20年12月11日朝刊2面)。
- 178) 「法廷から世界放送 戦犯人公判、十八日から」(『朝日』昭和20年12月16日朝刊2面)。
- 179) 土屋の公判に対する報道が例外的ともいえる扱いであったことは、彼の後に行われた由利敬と古島長太郎の公判についての報道が小さく取り上げられることとまることから窺える。12月30日『朝日』2面の「詳細な証拠 戦犯の公判」や同日『毎日』2面の「由利 四十通の口供書」などは特に顕著な例である。
- 180) 「権力のくさみ更になし 法廷の印象記」(『朝日』昭和20年12月20日朝刊2面)。
- 181) 「裁判の印象“公平”保持に苦心」(『毎日』昭和20年12月28日朝刊2面)。
- 182) 「社説 戦争裁判と我等の任務」(『読売』昭和21年1月25日朝刊1面)。
- 183) 「国際軍事裁判とは」(『毎日』昭和21年1月26日朝刊1面)。
- 184) 有山・前掲著、257～258頁。

玉井研究会

瀧田 朱里	久末 汐里	大杉 勇喜	眞船 智哉
金森 拓仁	仲田 圭佑		